

近代皇族の權威集團化過程

——その一 近代宮家の編成過程——

高久嶺之介

目次

はじめに

一 近代における宮家の編成過程

1 幕末・明治期における宮家の創設

2 宮家増大の要因——家格の変遷——

3 矛盾の克服——皇室典範増補制定過程——(以上本号)

二 皇族の權威の社会化過程(以下次号)

1 身分上の位置

2 皇族の軍人化

3 社会事業とのかかわり

おわりに

はじめに

かつて松下芳男氏は、華族が皇室の藩屏であるとすれば近代以降の皇族は「天皇の藩屏」である、と指摘し

た。^①氏はこのことの意味を、皇族男子が明治初期より軍人となり、天皇の「分身者」として軍隊指揮をおこなうことにおもに求めているわけであるが、この用語をこのことに限定する必要はない。他の意味として次の点が指摘できる。

第一に、皇族は皇位継承権者の集団として、すなわち天皇の空位を防止する集団として存在していた。このことは幕末・明治期には現実性をおびている。仁孝天皇の場合、成人した子は三人、その内男子は統仁親王（孝明天皇）ただ一人、孝明天皇の場合、成人した子は睦仁親王ただ一人、明治天皇の場合、成人した子は五人、その内男子は嘉仁親王（大正天皇）ただ一人であった。その間天皇とその継嗣が同時に死亡する事態が発生していたならば、皇位は一体誰のもとにいったらうか。一八八九（明治二二）年二月皇室典範が制定され、讓位も女帝も否定され、皇位継承の順序も明確にさだめられた。この結果、もし明治天皇および嘉仁親王が死亡すれば、皇位は有栖川宮熾仁親王がつぎ、もし熾仁親王が死亡すれば、山階宮晃親王に皇位が移ったことは確実である。要するに皇族の役割の最大の点は天皇の空位を防止することであった。^②

第三に、皇族は社会的に天皇の権威を維持および推進する集団として存在していた、そのため皇族の行為は天皇および皇室の権威を阻害しないことが最低条件であった。本稿で述べる如く、彼らの社会事業へのかかわりにそのことが如実に示されている。営利をとまわらない博愛・慈善、報国・恤兵の事業が彼らに最もふさわしいとされた。博愛社―日本赤十字社へのかかわりはその典型である。皇族の行為が、本人の主観にかかわらず、天皇、さらには皇室の権威を阻害しないことが彼らの役割の最低条件であったとすれば、ある意味では「不幸」な存在であったともいえる。天皇が君徳体であれば、彼らもそれに近似した存在でなければならず、天皇が大元帥であれば、彼らも究極的には元

帥もしくは大将であらねばならなかった。

要するに、明治以後の皇族は、国家の最高の身分集団として、皇位継承権者の集団として、軍事的権威の集団として、さらには天皇の権威を維持ないし推進する集団として存在していた。その意味で「天皇の藩屏」という表現は適切に思える。

彼らの権威のよってたつ基盤は、「血」である。要するに実態として天皇との血統的近接性が存在しなくとも、天皇の親族であるという伝統的慣習が彼らの権威の基盤のすべてであった。したがって皇族は、この「血統的権威」をそこなわないことが運命づけられた。のっけから表で恐縮だが、第一表は明治期の皇族の婚姻のあり方を示したものである。一八八九（明治二二）年制定の皇室典範では、皇族の婚姻の相手は「同族又ハ勅旨ニヨリ特ニ認許セラレタル華族」と規定されていたが、皇后・皇太子妃は皇族もしくは五摂家のものに限定されていたし、他の皇族の婚姻は旧公家上層もしくは旧藩主の家格に限定されていた。したがって一八八四（明治一七）年に設定される新華族との婚姻は存在しなかった。この表がそのことを示している。皇族は以上の如く閉鎖的婚姻によって国家の最高の「血統的権威」の集団を形成した。

本稿では、以上のような種々の形での権威集団の役割をになわされた明治以降の皇族について、以下の諸問題をとりあつかい、総体として明治期皇族の権威集団化過程を明らかにすることが目的である。

第一は、宮家の編成過程の問題である。明治期、直宮による宮家は仁孝天皇の皇女である淑子内親王を当主とする桂宮家があった。しかし、一八八一（明治一四）年、淑子内親王の死去により桂宮家が廃絶されて以降は直宮による宮家は存在しなかった。直宮による宮家は、大正期に高松宮家（一九一三年創立）・秩父宮家（一九二二年創立）、昭和

近代皇族の権威集団化過程

第 1 表 皇 族 婚 姻 表

皇族名	宮家名	婚 姻 年 月	婚 姻 相 手	婚姻相手 家の身分	備 考
宜子女王	有栖川宮熾仁親王女	1869. 2	井伊直憲	藩主	
彰仁親王	仁和寺宮	1869. 11	有馬頼咸女頼子	藩主	
貴子女王	伏見宮貞愛親王姉	1872. 11	松平安定嗣子直應	旧藩主	1877. 10 離婚
熾仁親王	有栖川宮	1873. 7	溝口直正養妹董子	旧藩主	
博経親王	華頂宮	1874. 5	南部利剛女郁子	旧藩主	
貞愛親王	伏見宮	1876. 10	熾仁親王妹利子女王	有栖川宮家	
貴子女王	伏見宮貞愛親王姉	1877. 12	松平忠敬	東京府華族	
能久親王	北白川宮	1878. 12	山内豊範妹光子	東京府華族	1885. 11 離婚
威仁親王	有栖川宮熾仁親王弟	1880. 12	前田利嗣妹慰子	東京府華族	
能久親王	北白川宮	1886. 7	島津久光養女富子	公爵	
安喜子女王	久邇宮朝彦親王女	1890. 10	池田章政男詮政	侯爵	
載仁親王	閑院宮	1891. 12	三条公美姉智恵子	公爵	
依仁親王	小松宮	1892. 7	山内豊景叔母八重子	侯爵	1896. 4八重 子病により 離婚
邦 憲 王	賀陽宮	1892. 11	醍醐忠順長女好子	侯爵	
絢子女王	久邇宮邦彦王姉	1892. 12	竹内惟忠	子爵	
素子女王	“ 妹	1893. 11	仙石政固長男政敬	子爵	
菊 麿 王	山階宮	1895. 9	九條道孝次女範子	公爵	
博 恭 王	華頂宮	1897. 1	徳川慶喜九女経子	公爵	
依仁親王	小松宮	1898. 2	岩倉具定女周子	公爵	
栄子女王	久邇宮邦彦王姉	1899. 9	東園基愛	子爵	
邦 彦 王	久邇宮	1899. 10	島津忠重姉侘子	公爵	
嘉仁親王	皇太子	1900. 5	九條道孝四女節子	公爵	
守 正 王	梨本宮	1900. 11	鍋島直大二女伊都子	侯爵	
禎子女王	伏見宮貞愛親王女	1901. 4	山内豊景	侯爵	
純子女王	久邇宮邦彦王妹	1901. 10	織田秀実	子爵	
菊 麿 王	山階宮	1902. 11	島津忠重姉常子	公爵	
貞子女王	北白川宮成久王妹	1903. 2	有馬頼萬嫡子頼寧	伯爵	
満子女王	北白川宮成久王姉	1904. 11	甘露寺義長嗣子受長	伯爵	
篤子女王	久邇宮邦彦王妹	1906. 10	壬生基義	伯爵	
多 嘉 王	久邇宮邦彦王弟	1907. 3	水無瀬忠輔長女静子	子爵	
恒 久 王	竹田宮	1908. 4	昌子内親王	皇女	
實枝子女王	有栖川宮威仁親王女	1908. 11	徳川慶喜嗣子慶久	公爵	
成 久 王	北白川宮	1909. 4	房子内親王	皇女	
鳩 彦 王	朝香宮	1910. 5	允子内親王	皇女	
武子女王	北白川宮成久王妹	1911. 4	保科正昭	子爵	

(典拠) 『明治天皇紀』 2～12巻

(備考) 宮家名は婚姻時のものである。

期に三笠宮家（一九三五年創立）・常陸宮家（一九六四年創立）が誕生している。したがって明治期における皇族は、皇后・皇太后と直宮（嘉仁親王・四人の明治天皇の皇女・淑子内親王・親子内親王）と天皇に直接的血統関係をもたない、もしくは血統的に希薄である宮家皇族に一応四分類できるであろう（以下、天皇との直接的血統をもたない皇族を便宜上「宮家皇族」と呼称する。仁孝天皇の皇女である桂宮淑子内親王も宮家皇族には違いないが、一応区別してあつかいたい）。数からすれば、勿論皇族の中で宮家皇族が圧倒的多数であった。この圧倒的多数の宮家皇族をいかにとりあつかうかが、そしてそのもとである宮家をいかにとりあつかうかが明治政府の皇室対策の重要問題になる。後述する如く、明治期、宮家の数は大きくふくれあがるが、宮家の数の増大が皇室の権威化に益するとは必ずしもいえない。むしろ逆である。宮家の増大、ひいては宮家皇族の増大は国家経費を圧迫するであろう。もし国家経費を制限するとすれば、皇族の体面の維持に困難な側面が出現しないとも限らない。またその増大は皇族に対する国家の監督（具体的には宮内省の監督、たてまえ上は天皇の監督）に困難な側面が生じないともかぎらない。しかし、かといって宮家および宮家皇族を減少させることが簡単にできるものでもない。宮家は、明治期までつづく宮家をとってみた場合でも、南北朝期に創設された伏見宮家など歴史的伝統を有するし、また明治以降の宮家の創設はそれなりの事情を有する。明治政府は、宮家および宮家皇族のとりあつかいに苦慮し、対策の原則をもたないまま（むしろ明治当初定めた原則「家格の設定」を放棄しつつ）宮家の増大を許していくのである。宮家の増大にはどめがかかるのは一九〇七（明治四〇）年の皇室典範増補によってである。第一章では、皇族の権威集団化のために、明治以降の宮家がいかにジグザグなコースをたどって編成されていくかを明らかにすることになる。

第二の問題は、皇族の政治・社会へのかかわり方の問題である。皇族の権威集団化のためには、前述した如く、身

分的に国家の最高位の集団として位置づけなければならない。しかしそれだけでは充分ではない。たとえ皇族が身分的に最高位の集団として位置づけられるとしても、もし皇族が政治に深くかかわり、失政をすれば、皇族の権威、ひいては皇室の権威は失墜するであろう。したがってまず一八六八（明治元）年閏四月の政体書制定の時期に皇族が行政にかかわることが一応否定される。宮中と府中の別の成立である。ついで一八八五（明治一八）年内閣制度導入の時期に皇族の行政へのかかわりは完全に否定される。宮中と府中の別の確立といってよいであろう。また、皇族が政治とのかかわりをもたないとしても、他の面で権威を失墜する可能性は存在する。たとえば社会諸組織とのかかわりである。もし皇族が会社等の営利を目的とする組織とかかわるとすれば、その結果によっては権威を失墜する可能性がある。したがって、皇室の社会諸組織とのかかわりは明治期きびしく制約され、やがて後述する如く一九一〇（明治四三）年の皇族身位令により定式化される。以上、第二章では、皇族の政治・社会のかかわり方がいかに定式化され、そのことによって皇族の権威が社会的にいかに増大されていくか、その過程をとりあつかうことになる。

なお、当然研究史に触れなければならないが、皇室制度に関する辞典や書物はあっても、皇族に関する研究、しかも筆者のような視点からの研究は寡聞にして知らない。ただ明治期に生存した皇族の伝記、今次大戦後皇籍離脱（戦前では臣籍降下と呼称する）した皇族の回想録、大宅壮一『実録・天皇記』（樽書房・一九七五年角川文庫として復刊）は明治期の皇族の実態を知る上で、筆者も大いに参考させていただいた。また筆者にはすでに「天皇の家―明治期における皇族の位置―」（同志社大学人文科学研究所編『共同研究日本の家』所収 国書刊行会 一九八一年出版予定）と題する拙稿があるが、紙数の制約、視点のまとまりのなさ等によりきわめて不十分なものであった。⁽⁶⁾ 本稿の執筆はその不充分さを補う意味もある。^(補註1)

- (1) 松下芳男『皇族と日本軍制』『日本歴史』一六八号 九〇頁 一九六二年。
- (2) 閑院純仁氏(元皇族閑院宮春仁王)は「皇族の体験を語る」(日本民主協会発行、一九七八年)という著書の中で、「皇位継承の義務担当者であるということが、第一に挙げるべき皇族の根本的本質である」(四七頁)と述べている。
- (3) 井原頼明『増補皇室事典』(富山房 一九七九年)、藤樫準二『皇室事典』(明女書房 一九七九年)、『歴史百科 日本皇室事典』(新人物往来社 一九七九年)、村上重良『皇室辞典』(東京堂出版 一九八〇年)。
- (4) 高松宮編修掛編『熈仁親王行実』(全二巻 一九二九年)、高松宮編修掛編『熈仁親王行実』(一九三三年)、高松宮編『威仁親王行実』(全二巻 一九二五年、なおこのほかに別巻が高松宮編修掛編で一九四〇年に刊行されている)、棠陰会編『能久親王事蹟』(春陽堂 一九〇八年)、亀谷天壽・渡部星峯著『北白河宮』(吉川弘文館 一九〇三)、『軍国の誉』一名、故小松宮殿下の御事蹟』(桜新聞社 一九〇三年)、塚原洪祐園『伏見宮殿下』(国民書院 一九〇四年)、大沼直輔等編『徳富猪一郎監修 邦彦王行実』(一九三九年)、徳富猪一郎『維新回天史の一面―久邇宮朝彦親王を中心にしての考察』(民友社 一九二九年)、長文蓮『皇位への野望』(図書出版社 一九八〇年)等。
- (5) 梨本伊都子『三代の天皇と私』(講談社 一九七五年)、梨本氏は元梨本宮守正王妃である。東久邇稔彦『やんちゃ孤独』(読売新聞社 一九五五年)、同『東久邇日記―日本激動の秘録―』(徳間書店 一九六六年)、閑院純仁『私の自叙伝』(人物往来社 一九六六年)、同『皇族の体験を語る』、『日本史上の秘録』(日本民主協会 一九六七年)等。
- (6) 視点のまとまりのなさを除けば、大きな点での不十分さとしては次の点がある。第一は、皇族が様々な点で政治行政から疎外されながらも、軍事行動等である種の権威として存在することの表現として「象徴的」権威という用語を使用したことである。「象徴的」という用語は現在の「象徴天皇制」を連想させるし、権威と権力とは異なる概念であるから権威にわざわざ「象徴的」を付する必要はなかった。第二に、皇族が権威集団化する過程を段階的に充分おさえていなかった。第三に、皇室典範の制定により永世皇族の制が採用されたことの理由の一つとして、当時の伊藤博文や井上毅が皇族を貴族院の構成員として配置し、将来にわたる貴族院の権威化のために、永世皇族の制を採用したのではないかと推測したことである。このような推測は根拠が薄弱であるし、証明する史料もない。むしろ本稿で述べる如く、皇室典範制定過程での臣籍降下規定において様々な案が交錯し、絶対的名案をえられないまま、臣籍降下規定を典範にもりこむことができず、なにも規定しないことで結果として永世皇族の制が採用されたと考えるほうが無理がないと思う。
- 〔補注1〕行論の前提として、皇族という言葉について説明しておく必要がある。明治以前にはこの言葉は一般的に使用されず、むしろ皇親とよばれていた。ただし皇親には皇后・皇太后・太皇太后は含まれていない(池上博之「皇族の知識」2)『歴史百科 日本皇室事典』二二〇

頁)。しかし、明治以後には皇親と同義語で皇族という言葉がでてくる。この皇族という言葉が明治のいつから一般的に使用されるようになるかは必ずしも明確ではない。国立公文書館所蔵「公文録」には「自丁卯十二月皇族同」という簿冊があるが、この簿冊名は後につけられたものであると思われる、これにより明治の初年より皇族という言葉が使用されているとは断定できない。筆者の考えでは一八六九（明治二）年の版籍奉還後華族・士族・卒族という言葉が生まれたことに対応して皇族という言葉が使用されるようになったと思われるが、確証は今の所ない。ともかくも一八八九（明治二二）年皇室典範制定に至るまでは、皇親と皇族が同義語として両者ともに使用されている。『公文録』中の文書の中には、同一の文書に皇親と皇族がほぼ同じ意味として使用されている例もある。したがって皇族という言葉も一八八九年までは皇后・皇太后・太皇太后が含まれていない。皇親という言葉が消え、皇族が太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王を範囲とするようになるのは一八八九年の皇室典範制定によってである。なお本稿では混乱を防ぐため、便宜上、幕末・明治初期の時点でも皇親と同義語で皇族という言葉を使用することをお断わりしておく。

さらに官号と宮家についても一言しておきたい。官号を有しているからといって宮家を構成しているとは限らない。たとえば勸修寺宮、青蓮院宮、静寛院宮という官号は特定の宮家を構成しているものではない。江戸期では宮家はあくまで世襲親王家であった。しかし明治以後は家格が設定され、その結果宮家が即世襲とは限らなくなり、また王が当主であっても宮家を構成している。要するに、宮家とは、門跡寺社等とは関係なしに、その家独自に独立の生計を営む親王家・王家である。

一 近代における宮家の編成過程

一七二〇（宝永七）年、閑院宮家が創設されて以降、幕末にいたるまでは、伏見宮・桂宮（ただしこの宮家は家号を八條宮―常陸井宮―京極宮―桂宮と変えている）、有栖川宮・閑院宮家が宮家のすべてであった。そしてこの四宮家は世襲宮家であった。しかし、幕末、中川宮（後に賀陽宮と改称）、山階宮の二つの宮家が創設され、明治期には一〇の宮家が創設もしくは再興される。勿論、この間廃絶になり、そのまま再興されなかった宮家もある。たとえば、一八八一（明治一四）年の桂宮家の廃絶、一九〇三（明治三六）年の小松宮家の廃絶等。

しかし、ともかくも江戸期に四家にすぎなかった宮家が、明治期になって大きくふくれあがるのである。この理由を、天皇制の発展からくる必然的な帰結、すなわち国家の主権者であり最高の権力者＝権威者である天皇を「家長」とする皇室の繁栄は天皇制国家の必然性という一般的な俗論でわりきることはできない。前述した如く大正期以降には直宮、すなわち天皇の皇子以外は宮家は一つも創設されていないのである。

この増大と一部の宮家を除く今次大戦後までの継続は、個々の宮家の創設事情、相続のあり方、家格の変遷が複雑に交錯し、総体としてその要因を形成している。したがってまずこの章では、明治期においてなぜ宮家がかくも増大したのかを明らかにするために、第一に幕末以降の個々宮家の創立事情を明らかにし、第二に、宮家増大の主たる要因である各宮家の家格の変遷を辿る。この家格の変遷は、なしくずし的に家格の消滅に向うことが特徴的な点であり、一八八九（明治二二）年の皇室典範で永世皇族の制が採用された結果宮家の家格は消滅する。この永世皇族の制の採用は、宮家の増大のはじめが全くとれたことを意味する。もしそのまま永世皇族の制をつづけるとするならば、後述する如く様々な問題が惹起する可能性があった。したがってその後永世皇族の制の廃止の動きが顕在化してくることになる。この動きを皇室典範増補制定過程として明らかにすることが、筆者が分析する第三の点となる。

1 幕末・明治期における宮家の創設

宮家の創立事情は一様ではなく、一応、創立事情によつて次のような分類が可能となるであろう。第一は、政治的事情により創立された宮家であり、幕末創立の宮家、すなわち中川宮（賀陽宮）、山階宮家がこれにあたる。第二は、政治的事情も加味されているが、寺社の門跡であった皇族が復飾し、その結果創立された宮家である。この場合、復

飾当初は、仁和寺宮、梶井宮等その門跡寺社の名称を使用していたが、やがて独自の宮家名を用いることになる。華頂宮、東伏見宮（小松宮）、梨本宮、北白川宮家がこれにあたる。いずれも明治初期に創設される宮家である。第三は、皇族間の調整の必要上創立された宮家であり、久邇宮家の創立、邦憲王による賀階宮家の再興、依仁親王による東伏見宮家の再興がこれにあたる。第四は、賜姓降下規定の導入を直前にひかえてのかけこみ宮家の創立であり、朝香宮・竹田宮・東久邇宮家の創立がこれにあたる。

これら創立または再興される宮家は、すべて江戸朝における四宮家の一つ、伏見宮家より分流している。その理由は単純である。他の有栖川・桂・閑院の三宮家の場合、継嗣がないか、もしくは男子の数が非常に少なかったのに対して、伏見宮家では男子数が多かったことに帰因する。

創立される宮家の各々につき、その創立事情をまず検討しておこう。なお一九〇三（明治三六）年一月の依仁親王による東伏見宮家の再興の事情については、すでに拙稿¹⁾で明らかにしている。全面的な重複となるのでここでは省略する。

中川宮家の創立 中川宮家創立の直接的契機は、一八六三（文久三）年一月、入京した將軍後見職一橋慶喜の建白による。一月一〇日、参内した慶喜は次の三つの建白をする。²⁾第一は、「是迄皇胤之御方々夫々御法体被為成来候御事何共恐入候事ニ付此後之処ハ御法体無之親王ニ被為立候様有之度事」、すなわち親王の出家を停止せよ、という意見である。第二は、これまで廃絶されていた行幸を春秋に行い、宸襟を安じられるようにされたい、という意見である。第三は、「青蓮院宮御儀、方今皇国之御為厚御憂慮被為在候趣、殊ニ乍憚御英敏之御事共兼々承り候事ニ御座候間、何卒御還俗有之万機御相談ヲモ被下候ハ、至極之御事ニテ、於関東モ怡悦可被改存候、此度攘夷御請申上候

ニ付テハ猶更右様被仰出候儀ハ是非共相願度儀、大樹公一同慶喜翼候様懇請奉仰居候事御座候間、此儀ハ格別之御尽力被下度事」、すなわち青蓮院宮入道尊融親王を還俗されたい、という意見である。この青蓮院宮の還俗は、単に慶喜のみの意向ではなく、島津久光の意向でもあった。前年一二月、久光は大久保一蔵を上洛させ、関白近衛忠熙に建白書を提出している。^⑤その内容の中心は、おりから問題となっていた將軍上洛反対の意見であったが、附随的に青蓮院宮還俗の件が記されている。次の通りである。「青蓮院宮様御還俗之一條、先般モ奉願候得共、非常之御事ニ候得者、御評決御六ヶ敷儀ト奉存候、併、不容易時世、天下有志之人心奉帰嚮御方ニ被為在候得者、何卒出格之譯ヲ以、御還俗之儀此涯被仰出候様、偏ニ奉願候、左様御座候ハハ、官様ニモ猶又御奮勵、御大政之御為、別而可然御事ト乍恐奉存候」。

慶喜と久光がこの件に関して連絡をとりあっていたとは思えないが、彼らの目的ははっきりしている。当時京都で猛威をふるっていた長州藩などの尊攘倒幕派およびその系列の公卿に対抗するためである。具体的には青蓮院宮の還俗によって、彼の政治的位置を上昇させ、宮廷内における公武合体派の勢力を強化することが目的であった。

慶喜や久光が提携しようとした青蓮院宮入道尊融親王とはいかなる経歴の人物か。慶喜の建白にいたるまでのこの親王の経歴を大まかに追ってみよう。

青蓮院宮入道尊融親王は、一八二四（文政七）年正月、伏見宮邦家親王の第四子として誕生し、一八三六（天保七）年八月、仁孝天皇の養子となり、翌年、親王宣下、一八五二（嘉永五）年三月、京都粟田口の青蓮院門跡となっている。しかし、政治への関心が強く、一八五七（安政四）年、日米修好通商条約勅許問題が発生した際、条約勅許に反対し、またおりからおこっていた將軍継嗣問題では一橋慶喜を推す動きを示した。^⑥そのため、いわゆる安政の大

獄により、一八六〇（安政六）年二年一七日、慎を命ぜられ、さらに一二月七日、幕府の内奏により退隱永蟄居を命ぜられた。¹⁰ 同月一日には相国寺塔頭桂芳軒に幽居し、これ以後獅子王院宮と称している。¹¹

入道尊融親王が再び政治の舞台に登場するのは、一八六二（文久二）年四月三〇日、永蟄居がとかれて以降である。この永蟄居の解除は薩摩藩の運動による。具体的には四月一六日、兵を率いて上京した島津久光の運動の結果であった。入京した久光は近衛忠房に会い、時幣匡救の條款九ヶ条を提出している。¹² この中に安政の大獄で被害をうけた青蓮院宮、近衛忠熙、鷹司政通、鷹司輔熙の慎をとくこと、および一橋慶喜、徳川慶勝、松平慶永の慎をとくよう幕府に仰せられたい、との要求がある。周知の如く、久光の要求は勅命を背景にしての幕政改革が主要な目的であったが、¹³ それに付随しての朝政改革の一つに青蓮院宮等の慎解除が存在したのである。

さらに七月二十九日には青蓮院に再住することが許される。¹⁴ ひきつづき九月四日には、中納言飛鳥井雅典によって、親王に国事扶助の内勅がもたらされる。¹⁵ この内勅は、同年閏八月六日の長州藩主毛利慶親（敬親）の建言（青蓮院宮を朝議に参加させるように早々勅令を出していただきたいという建言）を直接的契機とするものであった。長州藩にすれば、安政の大獄で弾圧された経歴をもつこの皇族を登場させることによって、宮廷内における尊攘運動に有利な立場を創ろうと意図したのであろう。同年一二月九日には、国事御用掛の設置にともない、親王はその一人に命ぜられ、¹⁶ 朝廷内の確固たる位置につく。しかし、国事御用掛の設置の結果、この係の評議は、長州系尊攘派公卿、とりわけ三条実美、姉小路公知によって主導権が握られることになった。¹⁷ しかも、一二月二四日、京都守護職会津藩主松平容保が入京するといえ、この時期の京は、尊攘派浪士の暗躍により無秩序状態であった。このような状況の中で青蓮院宮は、次第に背景に倒幕を含む尊攘派の長州藩およびその系列の公卿と対立するようになり、むしろ公武合体をめざす

薩摩藩との關係を密にしてい²⁰。一八六三（文久三）年正月一二日には病氣を理由に国事御用掛の罷免を願ひ出ているが、この月には、日を前後して、勅問御人数の人々、左大臣一条忠香、右大臣二条斉敬、前右大臣鷹司輔熙、内大臣徳大寺公純、権大納言近衛忠房、同一条実良が罷免を願ひ出ている。これらの罷免願は聴許をえなかったが、いずれも三条、姉小路ら尊攘派公卿による朝議の壟断に対する不満、焦慮、浪士の示威行動に対する恐れからきているとい²¹うまでもない。

このような状況、すなわち親王の国事御用掛罷免願提出の三日前に、慶喜の建白がなされるのである。したがって、以上のような青蓮院宮の経歴とそれをとりまく状況を考慮する時、慶喜や久光による青蓮院宮還俗の運動が、前述した如く、朝廷における公武合体派勢力の強化を意図していた、とみて間違いはなからう。

しかしこの一件は朝廷にとって大問題である。前述した如く、一七二〇（宝永七）年閑院宮家が創設されて以降、宮家の数は四つに固定されている。この固定方針を朝廷外の勢力の圧力によってつきくずすことがその簡単にできるものではない。

一月二六日、この一件が朝議になった。一条忠香は、その模様を「後御小座敷へ被召、忠香、斉敬公（二条）、公純公（徳大寺）、忠房卿（近衛）、実良（一条）等御参御機嫌伺青門一件御話被為在、大体之処ハ不宜哉ニ存候得共、当時之御事何分御穩当之御沙汰可然哉ト乍恐申上置、何レモ皆々同意之事也」²²（カッコは高久注）と記している。要するに左大臣一条忠香、右大臣二条斉敬、内大臣徳大寺公純、権大納言近衛忠房、同一条実良らは、たてまえからすれば青蓮院宮の還俗はよろしくないが、当時の事情からしてやむをえないという意見である。もっともこの五人は、この月国事御用掛の罷免願を提出した五人であり、三条、姉小路ら尊攘派公卿がこの一件に対していかなる意見

を持していたかは不明である。孝明天皇がいかなる意見を持していたかも不明である。

一月二八日、青蓮院宮に「方今国事扶助精勤御満足被思召候、依之以非常格別之叡慮還俗之儀御内意被仰出候事」²⁶という還俗の内勅がもたらされ、つづいて二月一七日、称号を中川宮とすることが命ぜられる²⁷。

中川宮家の誕生は、以上のような諸勢力のせめぎあいの状況の中で行われるのである。いわば、青蓮院宮入道尊融親王が条約勅許に反対し、將軍継嗣問題で一橋慶喜の擁立にかかわり、安政の大獄で慎の処分をうけたことが、この親王に多大の期待を寄せる世論をうみ、その結果、長州藩、薩摩藩、一橋派が個々の思惑をひめながらこの親王への接近を行なっていくのである。しかし結果としては、この親王は尊攘派と対立し薩摩藩、のちに幕府と親密化していく。同年のいわゆる八月一八日の政変での薩摩、会津両藩の長州藩およびその系列の公卿の京都からの追い落としの策動にこの親王が大きくかわったことは著明な事実である。同月二十七日には三九才で元服し、名も朝彦とし、彈正尹に任命される²⁸（以後「尹宮」と一般的に呼称されるようになる）。この後中川宮朝彦親王は、一八六四（元治元）年一〇月、宮号を賀陽宮と変えている²⁹。

山階宮家の創立 山階宮家の創立も、朝廷外の運動、すなわち政治的事情による。

一八六三（文久三）年二月二八日、一橋慶喜、松平慶永、松平容保、伊達宗城、島津久光が連署して、関白二条斉敬、前関白近衛忠熙に建言する。建言は、元勸修寺宮濟範入道は、多年謹慎の身であったが、「賢明之御聞エモ被成御座候」により、還俗させ、親王宣下されたい、という内容であった³⁰。濟範入道は、伏見宮邦家親王の第一王子として、一八一六（文化一三）年に誕生し、光格天皇の養子となり、親王宣下後勸修寺に入るが³¹、一八四二（天保一三）

年、「不法之行状」⁴¹があり、勅勤を蒙り、親王身分・位記を剝奪され、東寺に幽居していた。

勅勤を蒙っていた元親王をなぜ慶喜や久光や慶永らが還俗させ、親王宣下させようとしたのか。慶喜は一九〇七（明治四〇）年時の回想で、「なるほどあの御方は、行状の点から言ってみれば正しい方ではない。しかし御人物はなかなか御人物、国家がこういう形勢であればというので、春嶽・宗城・三郎であったか、皆からたしか建白したよ」⁴²と語っており、理由については明らかにしていない。濟範入道の還俗を主導したのは慶喜ではなく、薩摩藩のようである。『中山忠能日記』元治元年二月一二日の条は、文久三年秋、薩摩藩がこのことを近衛家に申し入れ、「御採用無之ハ以采絶親之旨申」したと、記し、さらにこのことについて、中川宮、一橋慶喜は「同心」であったが、二条家、近衛家は「不同心」であった、と記している。⁴³『続再夢紀事』はこの件につき次の事実を明らかにしている。六三（文久三）年一月一日、松平慶永を訪れた薩摩藩士小松帯刀は、「御慎中なれと頗御度量ある御方にて此節皇国の為御尽力あらせられ度御内存と承はれり」⁴⁴と述べ、慶永に同意を促している。さらに同月二二日、小松を訪れた中根雪江が「島津三郎殿にハ最初より此事を周旋せられ」⁴⁵と述べている。

では薩摩藩が、「とかく長州に御荷担というような傾きがあるという風聞もある」⁴⁶濟範入道をなぜ還俗、さらに親王宣下させようとしたのか。この点はよくわからない。表面上の理由の如く、純粋に皇族の人材登用のためであったか、あるいは濟範入道の弟である中川宮朝彦親王の裏での工作があったのか。

この濟範入道の勅免、還俗、親王宣下はすんなりと決定されたわけではない。なによりも孝明天皇が反対の意向であった。朝彦親王への五月五日付の宸翰⁴⁷、久世通熙らへの宸翰⁴⁸にそれがうかがえる。天皇の反対の理由は、先帝（仁孝天皇）の咎があった人物を、武士の建言により「格外之登用」をすることは本不意である、という点にあった。し

かし、この件は、前関白近衛忠熙、関白二条斉敬が賛成しており、もし多くの武士が申し立てていることを採用しない場合には、「定て罪の人も可出来、左候へはせに腹は難替候⁴⁸⁾」、と天皇は述べざるをえなかった。したがって天皇は、自らが不承知、不本意であったことを後世に伝えようとした。それが前記の宸翰である。

なお、濟範入道の処置については、一月二十九日、二つの方法が議論となった。一つは、親王宣下をさせ、伏見宮家を相続させるという道であり、もう一つは、臣籍とし、四位に叙位し、それから逐次昇進させるという道である。⁴⁹⁾ 『続再夢紀事』には、中根雪江が朝議の翌々日、朝彦親王より聞いた次の話が記されている。すなわち、朝議の意見としては、近衛忠房は伏見宮家相続の上親王宣下がよいという意見、関白二条斉敬は、親王宣下はよいが、伏見宮家相続はよくないという意見、正親町三条実愛は、伏見宮家相続および親王宣下とも不同意、むしろ四位より逐次昇進がよいという意見であった。⁴⁹⁾ 近衛、二条が人臣叙位を嫌った理由を、同じく『続再夢紀事』は、「撰家の人臣叙位を嫌ふハ皇族にて人臣ニ下さるれば大臣に昇進するも妨げなければ将来自家の規模に関せん事を思ひてなるへし⁴⁹⁾」と推測している。妥当な推測というべきであろう。

結局のところ、濟範入道の処置は、関白二条斉敬の意見の方向でまとまるのである。一八六四（元治元）年一月九日、元勳修寺宮濟範入道は勅免をうけ、まず伏見宮家に復籍する。⁴⁹⁾ 一七日には、これ以後山階宮と称する旨関白の伝宣があり、⁴⁹⁾ 二十七日孝明天皇の猶子として親王宣下し、名も晃と改め、山階宮家を創設する。なお宮は常陸大守に任じられる。⁴⁹⁾ その年の五月には、幕府は山階宮の家領を千石とし、八月には宮津藩邸を以て在所としている。⁴⁹⁾

華頂宮・東伏見宮・梨本 中川宮、山階宮家の創設が幕末時の複雑な政治の産物とすれば、明治初期の宮家の創
宮・北白川宮家の創立 設の理由はきわめて単純である。すなわち門跡であった皇族の復飾の結果である。

周知の如く、明治以前の宮家の子弟は、世嗣を除き仏門に入るのが恒例であった。その事によって宮家の家計の膨張を防止し、門跡寺院より寄付を得ることができたからである。⁴⁷しかし、王政復古のクーデターは、形式的にこれら仏門にいた皇族を必要とした。したがって「王政復古」の日より翌明治初年にかけて、これらの皇族は一斉に復飾した。さらに六八年四月一七日には、皇族が僧徒になることが禁じられる。⁴⁸人材登庸のためである。復飾した皇族は再度仏門に入ることできない。とすれば新たな宮家を創設するしかない。これらの皇族は、復飾後すぐに独自の宮家名を創る場合もあったが（華頂名）、多くはその門跡寺院名を名のった。しかし、この名称ではまぎらわしい。したがって一八七〇（明治三）年までに、独自の名のもとで宮家が創設されるのである。

各々について簡単に記しておこう。

華頂宮家は、六八（明治元）年正月に博経親王によって創設される宮家である。

この皇族は、伏見宮邦家親王の第一二王子として、一八五一（嘉永四）年三月誕生、幼名隆宮、五二（嘉永五）年八月知恩院の入道尊超親王の死去により、一〇月知恩院を相続することになる。⁴⁹六〇（万延元）年九月、孝明天皇の養子となり、⁵⁰一一月二九日、親王宣下を行い、博経という名を下賜され、⁵¹一一月二九日には得度し、名を尊秀と改めている。⁵²「王政復古」後の六七（慶応三）年一二月二四日には「国事大政見習」となる。⁵³要するに、毎日宮廷に参上し、国事の進行を観察せよ、ということであったろう。そして六八（明治元）年一月七日、復飾し、⁵⁴一〇日には華頂宮と称されることになる。⁵⁵

東伏見宮家の場合は、一八七〇（明治三）年一月二九日、仁和寺宮嘉彰親王が上書し、英国留学に際し、東伏見宮と改称せんことを請願し、これが聴納された結果創設された宮家である。⁵⁶

嘉彰親王は、伏見宮邦家親王の第八王子として一八四六（弘化三）年正月誕生、幼名豊宮、四八（嘉永元）年正月二七日、仁和寺を相続することが決められる。それから一〇年後の五八（安政五）年九月二五日、仁和寺に入って得度し、名を純仁と改める。さらにその後「王政復古」の日、復飾し、名も嘉彰とあらためている。この皇族は、復飾後も旧門跡寺院名である仁和寺宮という名称を用いていたが、前述の如く、七〇（明治三）年正月になって、東京居住と東伏見宮と改称せんことを請願し、それが許されるわけである。

梨本宮家は、一八七〇（明治三）年一月三〇日、守脩親王によって創設された宮家である。

守脩親王は、一八一九（文政二）年二月、伏見宮貞敬親王の男子として誕生、一八三二（天保三）年、光格天皇の養子となり、翌年親王宣下後落飾し、入道覚諱親王となり円満院に入る。一八五九（安政六）年七月には円満院を出て梶井門跡に入室し、法諱を昌仁とする。一八五九（安政六）年九月には、二品入道尊融親王（後の朝彦親王）にかわり天台座主となっている。

入道昌仁親王が復飾するのが一八六八（明治元）年閏四月一五日である。この日守脩と復名し、三品に敘せられている。同年九月一八日には満四才で元服し、上野大守に任じられている。七〇（明治三）年一〇月一三日、宮号が旧門跡名称と混同する弊害があるため従来の称号を廃し新号を定めて上申するようにとの太政官よりの申し出により、十一月三〇日、梶井宮の宮号を梨本宮と変更するわけである。

北白川宮家も、一八七〇（明治三）年一月三〇日、智成親王によって創設された宮家である。

智成親王は、伏見宮邦家親王の第一三王子として一八五六（安政三）年六月誕生、幼名泰宮、六〇（万延元）年八月孝明天皇の養子となり、六六（慶応二）年二月親王宣下、智成という名を下賜される。同月二四日には聖護院に入

寺得度し、法諱が信仁となる。⁽⁷⁶⁾「王政復古」後の七八(明治元)年正月八日には、嘉言親王(聖護院宮)復飾にともない、宮号が照高院となる。⁽⁷⁶⁾信仁親王復飾にむけての布石と思われる。同年閏四月一日には復飾し、名を智成に復している。⁽⁷⁶⁾六九(明治二)年三月一三日には、代々聖護院が管轄し、前年嘉言親王の死後この親王がその任にあっていた修験道総管の地位をおり、同年一月二八日には元服し、三品に叙任されている。⁽⁷⁶⁾そして前述の梨本宮家と同様、一八七〇年一〇月一三日の太政官の申し出により、十一月三〇日北白川宮家と改称するのである。⁽⁷⁶⁾

久邇宮家の創設は、一八七五(明治八)年五月、朝彦親王によってなされる。

創立

この宮家の創設を記すためには、「王政復古」後の朝彦親王の軌跡を記しておかねばならぬ。⁽⁷⁶⁾い。王政復古のクーデターにより、この親王は参朝停止となる。⁽⁷⁶⁾前述した如く、宮廷内における佐幕派の大立物であったが故である。この時親王とともに参朝停止となった公卿・堂上の内、鳥羽・伏見戦争後の六八(明治元)年正月一六日には近衛忠熙、鷹司輔照ら一九人の公卿・堂上が参朝を許されるが、親王は許されなかつた。⁽⁷⁶⁾親王の政治力「陰謀性」とその影響力に危険を感じたがためであろう。やがて、同年八月、朝彦親王は、関東に通じたとの「陰謀事件」⁽⁷⁶⁾により仁孝天皇の養子を停めさせられ、二品の位記、親王・弾正尹の宣旨を剝奪され、今後朝彦と称されることになり、安芸藩に幽閉される。⁽⁷⁶⁾親王であったことを考慮されてか、当分手当として二千両下賜、家族ならびに家来随行が許されるという処置であった。⁽⁷⁶⁾この「陰謀事件」の真相は不明にしても、いまだ新政府と旧幕勢力の軍事的状況は混んとしており、新政府がこの親王を京都の地から離して幽閉し、旧幕府勢力の擁戴を防止する必要があったことは明らかである。

一八七〇(明治三)年八月、朝彦王は安芸藩主浅野長勲、東京の三条実美に書を送り、自己の無実を訴えた。⁽⁷⁶⁾これ

により同年閏一〇月、京都の伏見宮第に護送され、終身祿三〇〇石を下賜されることになる。⁸⁶しかし、この伏見宮第においては「嚴重ニ謹慎為致他人ニ面会等之儀決シテ無之様取締可致事」という京都留守官よりの達にもとづいての謹慎生活であった。⁸⁷この時点でも、まだこの人物に対する警戒が解かれなかったことがうかがわれよう。

やがて七二（明治五）年正月一四日、「特旨」により宮と称せしめられ、三品に叙任される。⁸⁸ついで七五（明治八）年四月一四日、朝彦王は一代宮とされ、賄料一ヶ年四千六百五十二円を下賜される。⁸⁹さらに五月八日、仁孝天皇の養子に復し、親王宣下がおこなわれ、二〇日には久邇宮と称することになる。⁹⁰

この朝彦親王の久邇宮家創設は、七二年正月、宮と称せしめられた時点で必然的な帰結であったと思われる。第一に、この親王は六八年八月以前は独立の宮家をもっていた人物であり、赦免が行われた以上その弟の貞愛親王が当主である伏見宮家にいつまでも寄寓させておくことはできない。第二に、この人物と同様に佐幕派の皇族として品位、親王身分を剝奪され仁孝天皇の養子の停止の処分をうけていた弟の能久王は、七二年三月、北白川宮家を相続している（この事実は後述）。とすれば、朝彦王のみを宮家の列よりははずすことはできない。

そして事実、七二年正月以降、朝彦王に宮家を創設させる布石は着々と進行していた。七三（明治六）年七月、各宮家に従来の給米にかわり、賄料が下賜されることになるが、その際、宮家とは別に朝彦王も年額一五〇〇円を下賜されている（額自体は少ないが）。翌年四月にはこの額は二五〇〇円に増加し、⁹¹同年十一月には、かつて親子内親王の所有であった京都の下立売門内の土地三〇〇〇坪と邸宅が下賜されている。⁹²これらの処置により、この人物は伏見宮家の一員でありながら、事実上一家独立の体を示すようになる。このような一連の処置の帰結として、久邇宮家創設がなされるのである。⁹³

賀陽宮家

の再興

一八六八（明治元）年八月朝彦親王が官号を剝奪され、以来賀陽宮家は廢絶されていた。この宮家を朝彦親王の第二男子邦憲王が一九〇〇（明治三三）年五月再興する。この宮家の再興も次の如き皇族間の調整の結果、具体的には久邇宮家の事情である。

久邇宮家の場合、朝彦親王には九人の男子と九人の女子であったが、長男子は一八六五（元治二）年二月に誕生し、その年の十一月に死去している。⁹⁵したがって久邇宮家の世嗣は第二男子である邦憲王がなるはずであった。

しかし、邦憲王は病弱であったため、第三男子である邦彦王が一八八七（明治二〇）年三月七日、久邇宮継嗣と決定された。⁹⁶『邦彦王行実』によれば、この後邦憲王の病状が漸次回復し、九二（明治二五）年二月六日賀陽宮と称することを許されたが、まだ一戸を創立するには至らず、なお久邇宮一家の内であった。そこで弟の邦彦王が宮内大臣、伊藤博文、ついには明治天皇に情願し、伊藤の斡旋もあり、一九〇〇（明治三三）年五月九日に賀陽宮家創立に至るのである。⁹⁸

朝香宮・竹田宮・東

久邇宮家の創立

この三宮家は、いずれも一九〇六（明治三九）年に創立されている。朝香宮・竹田宮家は三月、東久邇宮家は一月である。そして宮家創設後いずれも皇女と婚姻している。朝香宮を創設する鳩彦王は一九一〇（明治四三）年五月九子内親王と、竹田宮家を創設する恒久王は一九〇八（明治四一）年四月昌子内親王と、東久邇宮家を創立する稔彦王は一九一五（大正四）年聰子内親王と。¹⁰⁰したがって皇女との婚姻をこれらの宮家創設の理由にする言もある。¹⁰²しかし、これらの宮家創設以前に皇女との婚姻が内定していたのは恒久王のみである（内定は一九〇六年一月）。¹⁰³鳩彦王の場合には、有栖川宮家の栽仁王の死去によって九子内親王との婚姻が決定されるといういきさつがある。そのいきさつとは次の如し。九子内親王は、一

九〇六（明治三九）年一月に裁仁王との婚姻が内定されている。⁽¹⁰⁴⁾ところが一九〇八（明治四一）年この裁仁王が死去する。⁽¹⁰⁵⁾この結果として朝香宮創設後に鳩彦王は允子内親王との婚姻が決定されるわけである。とすれば、皇女との婚姻をもって三宮家の創設の理由にすることは問題がある。

ところで、後述する如く、一九〇七（明治四〇）年二月一日、皇室典範増補により、皇族の賜姓降下規定がつけ加えられた。⁽¹⁰⁶⁾増補にとくに記されていないが、この賜姓降下規定が皇族数の増大、ひいてはこれ以上の宮家の増大を防止する意図があったことは明瞭である。この増補以後、直宮以外に新に宮家は創設もしくは再興されていない。とすれば、朝香・竹田・東久邇の三宮家の創設は宮家皇族による最終の宮家創設であったわけである。いわば皇室典範増補以前のかげこみの宮家創設とも解釈可能である。

その根拠は次の如くである。一九〇六年という時点で、成年を真近にひかえた満一九才以上の男子皇族で、特定の宮家を継嗣していない、もしくは継嗣する予定のない人物は、久邇宮家の多嘉王・鳩彦王・稔彦王、北白川宮家の恒久王、伏見宮家の邦芳王の五人であった。この内、鳩彦王・稔彦王・恒久王は前述の如く宮家を創設するわけであるが、この三人は軍人になることが定められていた。しかし、多嘉王・邦芳王の場合は異なる。この二人は軍人になっていない。多嘉王は、一九〇九（明治四二）年九月、臨時神宮祭主となり、⁽¹⁰⁷⁾祭主賀陽宮邦憲王が同年一月二月死去した後、⁽¹⁰⁸⁾これをついでいる。邦芳王の場合は、軍人にもならず、結婚もせず、⁽¹⁰⁹⁾一九三三（昭和八）年六月生をおえている。⁽¹⁰⁸⁾成年皇族男子は軍人となることが一八七三（明治六）年一月二月の太政官達以来定式化されたことであったが、両者がともに軍人になっていないことは、病弱であったか、ともかくも特殊な状況にあったことは間違いない。したがってこの両者を除けば、一九〇六年時成年もしくは成年にならんとしていた皇族男子の全員が宮家を継嗣するか、そ

の予定であったか、もしくは宮家を創設するか、という状況であったわけである。恒久王の場合、皇女との婚姻が宮家創立の理由になるとしても、他の鳩彦王・稔彦王の宮家創設が、皇室典範増補（賜姓降下規定の採用）直前のかげこみの宮家創設ではないか、と推測する理由である。

- (1) 前掲「天皇の家―明治期における皇族の位置―」。
- (2) 「国事関係書類」『孝明天皇紀』第四 三三〇頁。
- (3) 勝田孫彌『大久保利通伝』上巻（同文館 一九二一年）三六三頁。
- (4) 同右 上巻 三六六―六七頁。
- (5) この時その勢力は低下しており、青蓮院宮、近衛忠熙、中山忠能、正親町三条実愛ぐらいのものであった、といわれている（渋沢栄一『徳川慶喜公伝』² 一四〇頁 東洋文庫版 一九六七年）。もっともこの『徳川慶喜公伝』の記述は、この時明確な公武合体派の人物をさしており、長州系公卿に対する反発は相当根づく宮廷内にあつたと考えられる。本文でのべる五摂家の当主らによる国事御用掛の辞職の動きはその証左である。
- (6) 以下とくに注でことわりがない限り、青蓮院宮入道尊融親王の経歴は以下のものによる。吉田常吉「朝彦親王日記解題」『朝彦親王日記』二（日本史籍協会叢書）、前掲『維新回天史の一面―久邇宮朝彦親王を中心にしての考察』（この書は、青蓮院宮入道尊融親王が安政の大獄により蟄居させらるる時期までを扱っている）。経歴の詳細はこれらの書を参照されたい。ただし、吉田常吉氏の解題は、この親王を伏見官員敬親王の子とする誤りがある。なお最近、この親王が維新史に果たした役割を明らかにする書が出版された。長文連氏の前掲『皇位への野望』である。この書は朝彦親王に本格的にとりくんだ書として興味深いものがあるが、氏がこの書で試みている様々な評価について論評する力量は現在の筆者にはない。ただ、一八六三（文久三）年二月の中川宮家の創設を「天皇の權威が、幕府の圧力をはねかえした」（一九二頁）という評価は本文で述べる如く一橋慶喜の動き、それに対応する朝廷の動きからして承服しがたい。
- (7) 前掲『徳川慶喜公伝』1 一六九頁、『明治天皇紀』第一 一四四頁。
- (8) 前掲『維新回天史の一面』第七章「橋本左内と將軍継嗣問題」参照。
- (9) 『九条尚忠文書』第一（一九一六年）二二二頁。なおこの時青蓮院宮とともに慎を命ぜられた人物は、内大臣一条忠香、権大納言二条斉敬、議奏権大納言久我建通、伝奏前権大納言広橋光成、前権大納言万里小路正房、権中納言正親町三条実愛である（『孝明天皇紀』第三二〇四―九頁）。

- (10) 『九条尚忠文書』第一 二八一—二頁。
- (11) 『言渡』『孝明天皇紀』第三 三三三頁。
- (12) 『言渡』『孝明天皇紀』第三 八五六頁。
- (13) 『忠能卿手録』『孝明天皇紀』第三 八三九—四〇頁。
- (14) 要するに島津久光の目的は一種慶喜の將軍後見職、松平慶永の大老就任であり、そのことを勅命によって実行させ薩摩藩の政治進出をはかることであった。前掲『徳川慶喜公伝』2 一八一—二四頁、大久保利謙『岩倉具視』(中公新書 一九七三年) 九三—一〇四頁、松浦玲『徳川慶喜』(中公新書 一九七五年) 六二—七三頁参照。
- (15) 『言渡』『久邇宮家記』『孝明天皇紀』第四 四八—九頁。
- (16) 『尊融親王御記』『孝明天皇紀』第四 四九—五〇頁。この内勅に対し、一〇月六日親王は一旦ことわるが、八日勅使の大納言正親町三条実愛と中納言飛鳥井雅典の訪問によりこれを請けている。
- (17) 『敬親事蹟』『孝明天皇紀』第四 五〇頁。孝明天皇はこの建言に対し呻吟したと思われる。『孝明天皇紀』第四に掲載されてある閏八月九日の勅書には「青門談友未申渡歟之処昨日之模樣ニテハ矢張申渡ト存驚候、先之一條善悪相考心痛候事、仍先見合致度歟、何レ共申出候テ混雜候ヘハ一勘考之事類度候事」(五一頁)と記されている。孝明天皇はこの後もそうであるが、武士の圧力によって朝政改革が行われることに不満といらだちをもっていたようである。
- (18) 『言渡』『孝明天皇紀』第四 二六八—九頁。大久保利謙氏は、この国事御用掛の設置について「国政審議の拡大であり、またひろく有志者の意見も聞くという言路洞開の新機関でもあったが、これには尊攘派の朝政掌握のねらいがあり、同派の公家がこのうちに送りこまれた」(『岩倉具視』一—二四頁)、と指摘している。大久保氏が論拠とした東久世通禧『竹亭回顧録 維新前後』(新人物往来社 一九六九年)は、この保の創設を「誰の発議とも分らないが、その原由は諸藩の有志の協議より成立ったのを御採用に成ったので有ろうと思つ」(二四五頁)とし、この保は「早くいえば攘夷断行臨時事務局と云つたようなものだ」(二四七頁)と指摘している。
- (19) 前掲『徳川慶喜公伝』2 一—三頁、大久保利謙前掲書、一—二四頁。
- (20) このことを象徴するのが、二月三日の青蓮院宮と三条実美の会見である。ここで三条は次のようにいう。宮は近来薩摩の因循の説に迷わされ、見識も立てることができず、その上御側向に高崎佐太郎ら薩摩藩士をおいでしている、このことは長州や土佐にとつて甚だ心よからず思つてゐることであり彼らの暴発も測りがたい、さらに当今は幕府を助けるようなことばかりしてゐる、と。要するにこの言は三条の強迫である。これに対して青蓮院宮は激怒し、国事御用係を辞職し本山に隠居せんとした。三条も翌日失言を謝し、藤井良節、高崎佐太郎等がなだめ、さらに大納言正親町三条実愛の調停もあつて青蓮院宮は辞意を翻意している(『伊達宗城在京日記』四八—五一頁 一九一六年、前掲

『徳川慶喜公伝』2 一三九頁。

(21) 「国事関係書類」『孝明天皇紀』第四 三三三頁。

(22) 「国事関係書類」『久邇宮国事文書序』『孝明天皇紀』第四 三三一—四頁。二三日には薩摩藩に近い関白近衛忠熙が辞職し、前右大臣鷹司輔熙が関白となっている（『新訂増補国史大系 公卿補任第五篇』五四六頁）。

(23) 前掲『徳川慶喜公伝』2 一三九頁参照。

(24) 『一条忠香日記抄』（一九一五年）三九九頁。

(25) (26) 「久邇宮家記」『孝明天皇紀』第四 三五四頁。

(27) 「言渡」『長橋局記』『定功卿備志』『孝明天皇紀』第四 八五一—二頁。

(28) 「定功卿備志」『孝明天皇紀』第四 八五三頁。この史料には、中川宮という宮号の由来と賀陽宮への変更の由来が記してある。以下の如し。

元治元年十月九日称号之事、昨年新規御取立之時輪王寺宮里坊住居此門前壽今出川中川之未流也、以之可被称中川旨伺定給之処、其後恭礼門院旧地拝領場所相替之間中川之号如何被用他号度御所存、就テハ今度拝領地境内有古木栢樹、以之可被用称号谷森大和介へ被命之処、以栢樹緑可被称嘉陽宮旨勅申之由、去廿九日被属一紙

賀陽宮

右過日申殿下之処可伺定被命件賀陽之号有旧号、仍令吟味之処里内裏之号殊元臣下亭之号也、被用之可無巨難歟。

(29) 「久邇宮国事文書序」『孝明天皇紀』第五 八頁。『統再夢紀事』第二（一九二一年）三一—五頁。

(30) 『明治天皇紀』第一 三六〇頁、笹原助『雲上御系譜 皇族篇』二四頁、一九三二頁。

(31) 「不法之行状」の内容は、中山忠能「正心誠意」文久四年正月一日条に次の如く記されている。「十三七廿二（天保十三年七月廿二日）略一高久注）依不法行状被止親王宣旨一品位記等、於東寺々々中殿重籠居被仰付、被止光格帝御養子称濟範法師、是妹幾佐宮密通終同伴出奔下坂之仰武家召捕幽東寺御知院、幾佐宮へ幽美瑞龍寺、罪科ニ付先帝御代先文御所置之処、今被及此御沙汰寔天魔横行之時節可恐可歎、先帝被仰出今如一橋武臣建言反掌御沙汰実可長歎コト共也、恐天位之安否者也」（『中山忠能日記』一 四三八頁）。要するに「不法之行状」の内容は、妹幾佐宮との「密通終同伴出奔下坂之罪科」による。幾佐宮は隆子女王。この事件により皇籍を除籍になり、一八六〇（万延元）年死亡。死後の一八六四（元治元）年濟範入道の皇籍復帰と時を同くして伏見宮家に復籍している。見親王とは母が異なる（前掲『雲上御系譜 皇族篇』二四頁、雲上御系譜刊行会）。

(32) 渋沢栄一卷・大久保利謙校訂『昔夢会筆記—徳川慶喜公回想談—』（東洋文庫版）二二二頁。

- (33) 『中山忠能日記』一 四八一頁。
- (34) 『統再夢紀事』第二 二〇八頁。
- (35) 同右 第二 二四五頁。
- (36) 前掲『昔夢会筆記』二二一頁、藤井甚太郎の発言。
- (37) 『孝明天皇紀』第五 五一六頁。
- (38) 『孝明天皇紀』第五 六一七頁。
- (39) 朝彦親王への宸翰写『孝明天皇紀』第五 五頁。
- (40) 『統再夢紀事』第二 三二七頁。
- (41) 同右 第二 三二七―八頁。
- (42) 同右 第二 三二八頁。
- (43) 「言渡」 「通照脚記」 「定功脚記」 『孝明天皇紀』第五 八一―九頁。
- (44) 「言渡」 『孝明天皇紀』第五 八頁、『新訂増補國史大系 公卿補任 第五篇』五五二頁。
- (45) 前掲『公卿補任 第五篇』五五二頁。
- (46) 「言渡」 『孝明天皇紀』第五 一〇頁。
- (47) 大宅壯一『実録・天皇記』(角川文庫版 一九七五年) 一八三頁。
- (48) 『明治天皇紀』第一 六七六頁。
- (49) 前掲『雲上御系譜 皇族篇』三〇頁。
- (50) 『明治天皇紀』第一 二七頁。
- (51) 同右 第一 二二二頁。
- (52) (53) 同右 第一 三三三頁。
- (54) 『百官履歴』上巻 一七頁。
- (55) 同右 上巻 一七頁、内閣官報局『法令全書』(原書房 一九七四復刻) 第一巻 五頁。
- (56) 同右 上巻 一七頁。なお華頂宮の名の由来は、知恩院の山号が華頂山という名であったことによる(坂本辰之助『皇室及皇族』五一―九頁、昭文堂 一九一〇年)。
- (57) 『明治天皇紀』第二 一五一頁。なおこの親王の経歴を記したものに、前掲『軍國の誉―故小松宮殿下の御事跡―』がある。

- (58) 『明治天皇紀』第一 六七頁、『百官履歴』上巻 一一頁。
- (59) 同右 第一 一五七頁。
- (60) 同右 第一 一五七頁。
- (61) 同右 第一 五六〇頁。
- (62) (63) (64) 前掲『雲上御系譜 皇族篇』二四―五頁、『明治天皇紀』第一 一七七頁。
- (65) 『明治天皇紀』第一 一七七頁。
- (66) 同右 第一 一八三頁。
- (67) 同右 第一 六九九頁。
- (68) 同右 第一 八三五頁。
- (69) (70) 『明治天皇紀』第二 三六五―六頁。
- (71) (72) 前掲『雲上御系譜 皇族篇』三一頁。
- (73) (74) 『明治天皇紀』第一 四三〇―一頁。
- (75) 『法令全書』第一卷 四頁。
- (76) 『明治天皇紀』第一 六九九頁。
- (77) 同右 第二 七九頁。
- (78) 同右 第二 二二三頁。
- (79) 同右 第二 三六五―六頁。
- (80) 同右 第一 五五九頁。
- (81) 同右 第一 五九五頁。一五日の大赦による。なお同年二月二〇日には鷹司輔照・近衛忠房が議定に就任している(同右 第一 六三一頁)。

(82) 『岩倉公実記』によれば、事件は次の如くである。刑法官知事大原重徳に、朝彦親王陰謀あり、との密告がなされ、大原は刑法官判事巾島錫胤に調査を行わしめた。その調査によれば、越中国新川郡池田村中野光太郎なる者が前田播磨と偽称し、徳川慶喜の密使と唱え親王の家臣浦野兵庫に親王に拜謁することを請願した、はじめは許さなかつた親王は、やがて慶喜への密書を作り、中野に授けた、というものである。中野、浦野が捕えられ驚くべき「策謀」がうかびあがつた。すなわち、親王は関東の旧幕府側と連絡をとり、軍艦を大阪、丹後、若狭の海港に派遣させ、兵を京都に送り、再び徳川家に政権をにぎらせようとしている、というものであつた。八月一六日、大原は、徳大寺実則、坊城

俊政、大木喬任ら七人と勅使として親王を訪れ、詰問した。親王はあくまで否定し、大原は、今の時期親王が京にいることは朝廷にとつてよろしくない、殊に会津の兵が来て親王を擁護するやもしれず、しばらく安芸藩に移られるように告げ、親王も応諾した（中巻 五一七—二二二頁）。

この朝彦親王の「策謀」が事実であったかはよくわからない。朝彦親王、久邇宮家の人々は一貫してこれを否定し、むしろ「反対派の策謀」による「無実の嫌疑」（東久邇稔彦『東久邇日記—日本激動の記録—』二〇三頁）としている。また慶喜には、この時点で朝彦親王と結ぶ意図はなかったことはまず間違いない。慶喜はその回想で「もとより予が関与したることにあらず、また何のお尋ねをも蒙りたることなし。（中略）宮の広島に遷され給えるは大事なるに、何のゆえということを知らず、不審の事なり」（『昔夢会筆記』二八五頁）と述べている。この時期の絶対恭順の姿勢からしてこの言は信じてよいだろう。

(83) 『明治天皇紀』第一 七九二頁、『岩倉公実記』中巻 五一九—二〇頁。

(85) 『明治天皇紀』第二 三五四頁、『岩倉公実記』中巻 五二〇—二二頁。

(87) 『岩倉公実記』中巻 五二二頁。

(88) 『明治天皇紀』第二 六二三頁。

(89) (90) 同右 第三 四二八頁。なお、久邇宮という宮号の由来は次のとおりである。四月の時点で宮内省は宮号は中川、賀陽のどちらでもよいという意を朝彦親王に伝えていたが、朝彦親王側ではこの両宮号にこだわりをもっていた。その間の事情は、一八七五（明治八）年四月二三日付の梨本宮家令兼務村山松根より香川宮内大丞、山岡宮内大丞への書簡（『邦彦王行実』七—八頁所収）で明らかにする。「右兩名は格別の御由緒と申訳にても無之一時御唱号相成候得共、其後種々の御難渋も有之、余り佳例にも無之儀に思召、且は御維新以来特別を以て今般の御沙汰にも被為及候事と深く畏入思召候間、同じくは従前の御唱号全御取止に而新たに御唱号御立被成度との趣承知仕候、右に就ては少々御由緒も被為在、恭仁と相唱度との御趣旨に有之候間、不苦儀に候はば御望の通りを以て御伺定被下度、此段御回答奉懇願候也」。ではなぜ恭仁宮としたのか。同じ村山から山岡宮内大丞への同年五月二日の書簡（同右 九一—〇頁）では、その理由を次のように記している。第一に恭仁は山城国相楽郡の地名である。朝彦親王はかつて南部一乘院の住職をされていたが、この地は該院に古来より由緒がある。第二に、拝領の邸（上京区下立売門内）は後桃園帝國母恭禮門院の旧地であり、したがって恭の字を採用し、禮の字は仁とかえても縁由がないといえない。第三に、伏見宮では代々邦の字を称することが多く、邦音ではクニという。これに対し、五月一〇日、宮内卿徳大寺実則より太政大臣三条実美への「三品伏見朝彦親王称号之儀上申」がなされ、久邇とするよう求めた（同右一〇一—二頁）。この結果五月二〇日、正式に久邇という宮号が与えられることになる（同右 一一頁）。

(91) 『明治天皇紀』第三 一〇九頁。

- (92) 同右 第三 二五〇頁。
- (93) 同右 第三 三三八頁。
- (94) ただ朝彦親王は維新の異端者であり、そのためこの親王は冷遇されたようである。前掲『東久邇日記』で朝彦親王の子東久邇稔彦氏は「(一)朝彦親王は」皇族としての地位はあつたが、他の皇族とは差別待遇を受けて、精神的に圧迫されたばかりでなく、物質的にも困窮した」(二〇三頁)と述べている。久邇宮家は朝彦親王が死去するまで京都に住居をかまえたままであつた。邦彦王が東京の土地と邸宅を下賜されるのは朝彦親王死後約半年たつてからである。(『明治天皇紀』第八 三〇、五二頁)。
- (95) 前掲『雲上御系譜 皇族篇』四五頁。
- (96) 『明治天皇紀』第六 七〇五頁。
- (97) 同右 第八 一七五頁。
- (98) 『邦彦王公実』六四―五頁、『明治天皇紀』第九 八一〇頁。
- (99) 『明治天皇紀』第一二 三九三、四〇〇頁。
- (100) 同右 第一二四七、四九頁。
- (101) 前掲『やんちや孤独』五五―六頁
- (102) 大宅壮一『実録・天皇記』二三九頁。大宅氏は、「明治天皇になつて十五人の子供が生まれたが、これまた十人まで早く亡くなつた。おまけに五人育つた中で四人までが女で、竹田、朝香、東久邇の三宮はそのために創立された」と記している。
- (103) 『明治天皇紀』第一 四五四頁。
- (104) 同右 第一 四五四頁。
- (105) 同右 第二 四〇頁。
- (106) 同右 第一 六八三―四頁。
- (107) 同右 第二 二八一頁。
- (108) 同右 第二 三二五―六頁。
- (109) 井原頼明『増補皇室事典』三四七頁。

2 宮家増大の要因—家格の変遷—

(1)

ここでいう家格とは、宮家が臣籍降下（賜姓降下）との関連でもつ一定の特権をさす。具体的には次のことである。江戸期においては、伏見・桂・有栖川・閑院宮家の四宮家が世襲宮家であった。しかし明治初期には、各皇族の復飾という事態に対応して、世襲宮家・一代皇族宮家に分別される。一代皇族宮家の場合には、その宮家の当主までは皇族であるが、その嗣子は賜姓降下され宮家は廃絶になる。

もしこの明治初期の家格が守られていたならば、前述したような宮家の増大は存在しなかったろうし、いつの日か宮家は江戸期の如く四宮家（桂宮家が継嗣がなく廃絶した場合は三宮家）に固_レ定_レ化していただろう。そして、前述した竹田・朝香・東久邇の三宮家の創設、邦憲王による賀陽宮家の再興、本稿ではふれなかったが一九〇三（明治三六）年の依仁親王による東伏見宮家の再興はありえなかったであろう。しかし、この原則の一つの変更がさらにもう一つの変更をよびおこし、ついには原則そのものがなくなり、一八八九（明治二二）年の皇室典範では宮家の構成員すべてが皇族という、いわゆる永世皇族となるのである。

以下でこの家格の変遷を検討してみたい。

王政復古のクーデター後、宮家の家格が定められる嚆矢は、一八六八（明治元）年閏四月一五日の布告によってである。この布告は、親王・王規定を定めるとともに、宮家の家格を次の如く定めた。¹⁾

伏見宮家・有栖川宮家の場合、嫡子は従来の如く天皇の養子とし、親王宣下をする。閑院宮家は、嫡子相続の際、

先蹤に従い天皇の養子とし、かつ親王宣下をする。閑院宮家の場合は第五代愛仁親王が独身のまま一八四二（天保一三）年死去していたため、この時嫡子は存在していなかった。その後一八七二（明治五）年一月、伏見宮家の易宮が閑院宮家を相続することになる。閑院宮家と伏見宮・有栖川宮両家との表現の違いはここにある。ともかくもこの三宮家は世襲親王家として従来の如く位置づけられたわけである。

江戸期における世襲親王家はこの他に桂宮家があった。桂宮家は、一八六二（文久二）年二月、仁孝天皇の皇女淑子内親王（元敏宮）が相続していた。嫡子も養子もない。この布告で桂宮家を除外した理由は不明である。

この布告は他の宮家皇族をすべて一代皇族とした。すなわち賀陽宮・山階宮・聖護院宮・仁和寺宮・華頂宮・梶井宮は、その当主が親王宣下後であるためにそのまま皇族の列に連なり、嫡子は賜姓降下する。照高院宮は、聖護院宮の子として相続するが（具体的には入道信仁親王―智成親王が兄の壽言親王の子として相続する）、嫡子は賜姓降下するとされた。

この処置は、江戸期の宮家の状態に再定置することを意図していたものと考えられる。具体的には、桂宮家を除き、宮家を伏見・有栖川・閑院宮家に固定するという意図であった。王政復古後、多くの皇族男子が復飾し、それによって新たな宮家が創立されるが、これらの宮家を永続させる意図はなかったといつてよい。いわば、前述した如く、新宮家の創設は、皇族を門跡寺院から引き離すためのやむをえない処置であった。

その後、一八七〇（明治三）年十二月一日には、桂・有栖川・伏見・閑院の外、新たに建てた親王家はすべて一代に限り、二代目からは賜姓降下し、華族に列する、という布告が達せられた。この布告は、六九（明治二）年六月二七日、公卿・諸侯を華族と改称したことの結果として、従来定まっていなかった皇族の賜姓降下後の「身分」を定

めたものであった。しかしこの時点でも皇族宮家を江戸期の四宮家に固定する意図に変化はなかった。

この固定的支針が微妙にくずれ始める。

きっかけは、一八七二（明治五）年一月一二日の北白川宮智成親王の死去である。⁹年一七才、七九（明治二）年一月、元服したばかりであり、したがって嗣子はない。七〇年二月一〇日の布告であれば、北白川宮家は一代宮家であり、この親王の死により北白川宮家は廢絶になった筈である。しかし北白川宮家は智成親王の遺言を聴納したという形をとることによって智成親王の兄能久王が七二年三月二三日相続する（ただし、二代目よりは華族に列する、とされる⁹）。

この処置で、江戸期の宮家に固定するという皇族対策はまずくずれることになる。ただ能久王の北白川宮家の相続は、従来の皇族対策の修正であるにもかかわらず、意外にすんなり決定したようである。当時の公文書でこの問題で紛糾した形跡は管見ではない。その理由は智成親王の「遺言」という特殊事情にあるとしても、さらに次の事情があると思われる。

能久王が特定の宮家を相続しないならば、能久王のために一つの宮家を創設しなければならぬという事情である。能久王¹⁰は元輪王寺宮公現法親王である。かつて奥羽越前藩同盟の軍事総督であったが、六八（明治元）年九月、上書によって謝罪し、十一月一九日より京都伏見宮第において謹慎生活を送っていた。翌六九（明治二）年九月二八日には、「特旨」により、謹慎が解かれ、伏見宮家に復帰する（しかし、この時二品の品位、仁孝天皇の養子が停止されている）。その後七〇（明治三）年閏一〇月には、京都の熾仁親王第に移居する。十一月には名を能久と改め、宮号が復活し、満宮となった。七二（明治五）年正月六日には、朝彦王とともに三品に叙せられている。能久王が皇族身分

に復帰した以上依るべき家がなければならぬ。いつまでも有栖川宮家に寄寓させることはできない。しかも、三品に叙せられた時、能久王の兄弟（邦家親王の男子）は、下から二番目の載仁親王、末弟定曆王（後の依仁親王）を除けば、いずれも新宮家を創設するか、特定の宮家を相続している。能久王と朝彦王の二人のみを賜姓降下することはできない。賜姓降下しない以上、依るべき宮家を創設するか、もしくは特定の宮家を相続させねばならない。したがって、このような複雑な宮家の事情が、智成親王の「遺言」もあいまって、能久王の北白川宮家相続となつてあらわれたと思われる。

一度の固定的方針の変更はさらに二度目をよぶことになる。二度目は、華頂宮博経親王の第一子博厚王が、七六（明治九）年四月二一日、皇族の列に加わる、という事実である。¹⁴本来華頂宮は一代皇族であるから、その嫡子博厚王は、博経親王死後、当然賜姓降下される筈であり、したがって皇族の列に加わることはない筈であった。

どのような経過で博厚王は皇族の列に加わることになるのか。当時、博経親王は死期が迫っていた（親王が死去するのは五月二四日¹⁵）。有栖川宮熾仁親王は、同月一九日、宮内卿徳大寺実則に歎願書を提出し陳情した。歎願書の内容は次の通りである。¹⁶博経は国家の為に尽力したが、「将ニ鬼籍ニ入ラントス」、「伏シテ願ハクハ、博経ガ報恩ノ忠誠ヲ愍ミ、後嗣臣籍ノ成規ニ踰ユト雖モ、特旨ヲ賜ハリテ、嗣子博厚ヲ願眷シ、之ヲシテ皇族ノ列ニ在ルヲ得、乃父ノ宿志ヲ紹述スルヲ得セシメバ、歿後地下ニ瞑目スルヲ得ルノミナラズ、又同族ノ忠誠ヲ激励スルニ足ラン」。

『熾仁親王行実』によれば、熾仁親王はこの歎願書を東伏見宮嘉彰親王との討議の上提出しており、宮家皇族の全体の意向であるようにふるまった。¹⁴「同族ノ忠誠ヲ激励」という文にそのことが感じられる。二一日、天皇は博経親王の名代として嘉彰親王を召見し、「特旨」により博厚王を皇族に列する、という沙汰書を下賜する。¹⁵博厚王は七五

(明治八)年一月誕生¹⁶であるから、まだ二才になっていない。ともかくこの処置により、博厚王は皇族に列することになる。

ついで、一八八一(明治一四)年二月五日、「特旨」により東伏見宮嘉彰親王が世襲皇族となり、山階宮晃親王が二代皇族となる¹⁷。

この処置は政治的恩賞ともいうべきものであった。いわば両親王の功勞に対する処置である。

嘉彰親王は一九〇三(明治三六)年死去するまで宮家皇族中の中心人物であった。「王政復古」後、議定、征討大將軍、兵部卿、佐賀の乱征討総督等を歴任し¹⁸、皇族中での活躍は有栖川宮熾仁親王にならぶ人物であった。

晃親王も、「王政復古」後、議定、外国事務総督等を歴任し、一八六九(明治二)年三月、親王總代として東京に呼ばれたように¹⁹、本来であれば宮家皇族の代表格になるべき筈であったが、その後病気がちとなり、一旦東京に居住したが、一八七七(明治一〇)年八月には再び京都へ帰っている²⁰。

このような維新後の活躍の相異が、一方は世襲皇族に、一方は二代皇族になった理由と思われる。

ともかくこの処置により、一八七〇年二月の宮家の家格は大きく修正された。能久王の北白川宮家相続、博厚王の華頂宮家相続は事実上二代皇族になった意味をもっていたが、いずれも前当主の死去という事態によって発生したものであり、相続後は一代皇族であった。嘉彰親王、晃親王への処置はこれとは異なる意味をもっており、この結果、世襲皇族宮家は有栖川・伏見・閑院・桂・東伏見(後の小松宮)の五宮家、二代皇族宮家が山階宮家、一代皇族宮家が華須・梨本・北白川・久邇の四宮家となったわけである。

このような家格の整理もその年すぐに変更されていく。そのきっかけは、同年九月一日の梨本宮守脩親王の死去で

ある。⁽²⁴⁾ 守脩親王に子はなく、すでに七四（明治七）年四月、晃親王の第一子菊麿王を養子として梨本宮家にむかえていた。⁽²⁵⁾ 梨本宮家は一代皇族宮家であるから養嗣子菊麿王は賜姓降下し華族となり、梨本宮家は廃絶される筈であった。ところがこの菊麿王が諸王の列に入り、梨本宮家を継承するのである。

その経過は大要次の通りである。守脩親王の死後、その甥朝彦親王は菊麿王に梨本宮家を継承させんと運動し、宮内卿徳大寺実則、右大臣岩倉具親にはたらきかける。⁽²⁶⁾ 岩倉は宮内少輔山岡鉄太郎、宮内大書記官香川敬三に書簡を送り次のように述べた。⁽²⁷⁾ 東伏見宮を世襲皇族に、華頂宮・山階宮・北白川宮を各々二世皇族にしたのは、嘉彰親王・博経親王・晃親王・能久親王の功勞によってであろうと拝察する、ところが守脩親王は病気がちで奉公もままならなかった、この親王に嘉彰親王等と同じく恩典を与えろとすれば、功勞のある皇族にさらに恩典を与えねばならないだろう、ただ皇族中にはその行動に間然の向きもなきにしもあらずである、したがって菊麿王の成業の結果により梨本宮二世皇族を命ぜられるとなれば、王およびその補佐の人々をして大いに發憤興起せしめるだけでなく、一般皇族をして奮起せしめるに足るであろう、と。

要するに岩倉は守脩親王の功業如何ではなく、まだ八才になったばかりの菊麿王の今後の皇室への貢献を期待するとともに、菊麿王の皇族列への班入が他の皇族に与える影響を考慮して、菊麿王の相続を認める言をはくわけである。山岡と香川は、この岩倉の意見を太政大臣三条実美に謀り、三条は九月一二日、書を巡幸に同行していた宮内卿徳大寺実則に送り、徳大寺はこれを天皇に具奏した。⁽²⁸⁾ 天皇は四・五日考えた末、九月二四日夜、徳大寺を召見し、次のように沙汰している。「久邇宮御願書并東伏見、伏見両宮之御情願モ有之候得共、梨本宮ハ從來病人之事、華頂、山階宮等之御功勞モ無之、成規之如ク華族ニ被列勿論ニ者候得共、特旨ヲ以諸王ニ列ラレ候⁽²⁹⁾」。この結果、一〇月二

○日、菊麿王は諸王の列に加わり、一年間一万二千円を下賜されることになり、二二日には梨本宮と称されることになる。⁽²⁷⁾

ここまでくれば原則はもはやなきに等しい。岩倉の言も原則に固執する姿勢はみられず、むしろ皇族を天皇への貢獻に利用しようとする風もある。そしてこの一件も、朝彦・嘉彰・貞愛親王の情願⁽²⁸⁾皇族の同族意識の発露にもとづいておこなわれるのである。いわば皇族の同族意識が原則の放棄を進行させていくのである。

その傾向はさらに進行する。一八八三（明治一六）年二月一五日、華頂宮博厚親王がジフテリアのために九才で死去⁽²⁸⁾し、同年四月二三日、伏見宮貞愛親王の庶長子愛賢王が諸王の列に入り、華頂宮を相続するという事態である⁽²⁹⁾（愛賢王は六月一日博恭王と改名⁽³⁰⁾）。いうまでもないことであるが、華頂宮は一代皇族であった筈である。しかしそのことは前述した如く博経親王のあとを第一子博厚親王（当時は博厚王）が相続した段階でくずれている。愛賢王の場合は再度の原則の修正である。この場合も「特旨」によってである。

同年七月には、久邇宮朝彦親王が二代皇族となる⁽³¹⁾。前述した如く、維新後、宮号を剝奪されたこの人物も、その後久邇宮家の創立を許され、六〇の年にならんとしていた。この人物の生存している兄弟は、兄の晃親王は二代皇族、弟の彰仁親王・貞愛親王・載仁親王は世襲皇族となっている。すでに家格のなしくずし的な変遷が一般的な状況の中で、この親王が二代皇族になることに奇異な点はない。

(2)

結局、明治以降一八八九（明治二二）年皇室典範制定の時まで皇族が賜姓降下し華族になったケースはただの一件

も存在しなかった。くり返すが、一八七〇（明治三）年の家格の原則が厳守されていたならば、北白川宮家・華頂宮家・梨本宮家は廃絶されていた筈である。

その原則がなせくずれたか。一つは皇族の「親戚の情誼」による運動、すなわち皇族の同族意識にもとづく運動にあったことは間違いないが、そのほかに、宮内省および天皇の側が皇族の賜姓降下の問題で考え方がかなりゆれてきたことが一因であろう。一八七〇（明治三）年の原則が存在しながら、嘉彰親王や晃親王を世襲・二代皇族とした如く、功労ある皇族には「特旨」により家格を修正したことがその証左である。皇族を「天皇の藩屏」と位置づけるならば、功労ある皇族には「特旨」がなされなければならない、とされたからであろう。しかし「特旨」は乱発されるが、原則の貫徹は一度もなされないのである。

宮内省が皇族の賜姓降下問題で考え方のゆれを示す具体的な史料がある。一八七九（明治一二）年一月一日宮内卿徳大寺実則より太政大臣三条実美にあてた上申書²⁸である。かなり長いが、以下に全文をかかげる。

親王家諸王家及御子女方御処分之儀上申

往古ハ親王諸王ノ制有之候処、維新前後山階親修寺久邇初曾親院宮ト称シ選俗后中川宮ト称シ
史ニ親賜宮ト改メ現今久邇宮ト称ス及東伏見仁和寺梨本親井北白川聖護院華頂知恩院之六宮復飾ノ上新ニ宮家御取建相成候得共、右之御家ハ二代目ヨリ賜姓華族ニ列セラルヘキ旨去明治三年十二月御達相成候ニ付テハ、山階以下諸親王ノ嫡子ヲ初メ渾テ臣籍ニ列セラル可キ筈ニテ、皇親御待遇ニ於テ甲乙甚タ懸絶シ、現今種族ノ類別ニ於テ親王家ノ外ニ臣民タル華土族ノミニテ穩当ナラサル様被存候、且今後ハ従前ト違ヒ逐年皇親御繁栄在ラセラル可ク旁以此際諸王家ノ制ヲ設ケラレ、親王家ヨリ諸王家、諸王家ヨリ華族ト皇親ノ親疎ニヨリ漸次通降候様相成候方種族一般ノ位置ニ於テ体裁宜シク、皇室御鞏固ノ基ト存候、將又桂、有栖川、伏見、閑院ノ四宮ハ従前ヨリ皇統御扣ノ御家ニ被定候方、現実皇統ニ重セラレ

候筋ニ之レ有ル可ク、且亦親王家諸王家トモ追々御子女御繁榮相成ル可キニ付、嫡子ノ外子女御処分ノ儀御予定有之度、依テ別紙ノ件々取調上申候條、御審議ノ上御裁定相成度候也

明治十二年十一月十五日

宮内卿徳大寺実則

太政大臣三條実美殿

追テ別紙ニ掲載スル金員ハ其節々政府ニ於テ別途御支出可相成心得ニ候、此段為念訓申候也

親王家

右ハ現今桂、有栖川、伏見、閑院ノ四宮ヲ称ス、但桂宮ハ御女儀タルニヨリ系統ヲ以相統セラル可キニ非ス、然レトモ今後皇胤御繁榮ノ上ハ皇子方ノ内ヨリ該宮御相統在ラセラル可キニ付、該宮モ親王家ニ加ヘラレ、右四宮ヲ以テ現今皇統御扣ト定メ、嫡子ハ御代々天皇ノ御養子トナシ親王宣下アルヲ以テ定例トス、尤皇子御繁榮ノ上ハ其御直宮ヲ以テ皇統御扣ノ家トナシ、桂、有栖川、伏見、閑院四宮ノ内尤モ皇統ニ遠キ方ヲ諸王家トナシ御一人ナレハ四宮ノ内一家ヲ諸王、御直宮御兩人アレハ四宮ノ内而家ヲ諸王家トシ、皇統御扣ノ家ハ四宮ノ數ヲ副ヘス諸王ニナラセラレシ御方ヨリ四代目迄ハ諸王、五代目即嫡玄孫ニ至リ華族ニ列セラレ、家産トシテ現金拾万円下賜度候事

諸王家

右ハ現今ノ山階、東伏見、梨木、久邇、北白川、華頂ノ六宮ヲ称ス、右六宮ハ二代目ヨリ華族ニ列セラル、旨曾テ御沙汰有之候所、既ニ華頂宮初代博經親王薨去ノ際二代目博厚王特旨ヲ以テ皇族ニ列セラレ候ニ付テハ、即今之ヲ諸王家トモ可申、就テハ今後右六家ノ嫡子嫡孫嫡曾孫迄皇族ニ列セラレ諸王ノ地位ニ置セラレ、五代目即嫡玄孫ヨリ華族ニ列セラレ、家産トシテ現金七万円下賜度候事

親王家二男以下

右ハ桂、有栖川、伏見、閑院四宮ノ二男以下丁年即滿一拾年ニ達シタル上華族ニ列セラレ、家産トシテ現金五万円下賜度候事
但今後御直宮ノ親王家ニ於テモ其二三男ハ本文ニ準ス

諸王家二男以下

右ハ山階、東伏見、梨本、久邇、北白川、華頂六宮ノ二男以下丁年即滿一拾年ニ達シタル上華族ニ列セラレ、家産トシテ現金三万円下賜度候事

親王家女子

右ハ相当ノ諸家へ縁組相成へク、其節私産トシテ金七千円下賜度候事

諸王家女子

右ハ相当ノ諸家へ縁組相成へク、其節私産トシテ金五千円下賜度候事

諸王叙品

右ハ従前親王ハ叙品、諸王ハ叙位ニ候所、今般諸王家ヲ設ケラル、上ハ臣民ト其地位ヲ異ニスル為メ叙品ニ定メラレ候方可然候事

親王家諸王家嫡子ノ外子女等得度

右親王家共嫡子ヲ除クノ外ハ子女等仏教御執心ノ方ハ丁年滿二十年ニ達シタル上得度差許サレ候テ可然候事

この上申書はかなり重要な問題を含んでいる。要するに宮内省自身が宮家の家格を修正しようとした史料である。その内容を要約すれば次のようになる。山階・久邇・東伏見・梨本・北白川・華頂の六宮家は一代皇族宮家であるが、これらを二代目よりすぐに賜姓降下するのは穩当ではないとする。そのために宮家を親王家と諸王家に分ける。前者は、桂、有栖川、伏見、閑院の四宮家とし、これらは世襲宮家とする。ただし直宮の数に依じて皇統に遠い宮家より諸王家に家格を下げるとする。後者は、山階・東伏見・梨本・久邇・北白川・華頂の六宮家とし、これらは四代皇族宮家（現当主を含め四代迄皇族）とする。さらに親王家二男以下、諸王家二男以下、親王家女子、諸王家女子の処遇を定め、皇族が「一般臣民」と異なることを明確にするために諸王にも品位を与えんとする。そしてさらに親王家、諸王家の嫡子を除く子女に一八六八（明治元）年四月一七日布告第二四二号で否定した筈の仏門に入ることを認めようとする。

この上申書は、宮内省がいかなる現状認識にもとづいて作成したものであろうか。今、それを明らかにしえないが、おそらくは皇族の同族意識にもとづく運動によるなしくずし家格の修正の現状を考慮し、大巾な家格の拡大を意図したものである。ともかくも宮内省自身が一八七〇（明治三）年の原則を放棄した点で重大な意味をもっている。この上申書に対し、政府でいかなる論議がなされたかは不明である。

しかし、約二年後にこの上申書は宮内省によって取り下げられる。そのことを示すのが次の史料である。⁽³⁾

写

親王家諸王家及御子女方御処分之義ニ付去ル十二年十一月十五日宮内卿ヨリ上申相成候処、右ハ省議ノ次第有之候間、一先御下付相成候様御取計有之度、此段及御照会候也

明治十四年七月十八日

宮内書記官

内閣書記官

御中

この照会によつて上申書は即日宮内省に戻される⁽⁹⁴⁾。一体「省議ノ次第」とは何であつたのであろうか。ともかくも、この上申書が太政大臣に提出されても、上申書が求めているどの部分もその後現実化しない。前述した如く、その後も皇室典範にいたるまでなしくずし的家格の修正が行われていくのである。

(3)

皇室典範制定過程においては、当然この家格が問題になる。伊藤博文宮内大臣のもとで皇室典範の制定が着手されはじめたと思われる一八八六(明治一九)年三、四月頃より、八九(明治二二)年二月の制定まで、数多くの案がつくられ、修正につぐ修正をとげていった。これらの案の詳細は、拙稿で触れているので、皇族の家格のとり扱いがいかにおこなわれていくか要約的にのべておこう。

制定作業がはじまった当初の段階では、世襲・二代・一代という皇族の家格わけがはかられた。すなわち最初の立案である皇室制規⁽⁹⁵⁾では、有栖川・小松・伏見・閑院各宮家を世襲官家、山階・久邇・北白川各宮家を二代皇族官家、梨本・華頂各宮家を一代皇族官家とした。その後の帝室典則(宮内省立案第二稿⁽⁹⁷⁾)、帝室典則(宮内省立案第三稿⁽⁹⁸⁾)も皇

室制規との若干の違いはあるが、宮家を世襲・二代・一代と分別する点では同様であった。これらの案が、従来の世襲・二代・一代という家格の分別をたんに踏襲したものか、あるいは典範という強い法的拘束性をもたせることによって従来のなしくずし家格の変遷を防止しようとしたものかは、不明である。

この世襲・二代・一代という家格わけを廃し、皇族男子数を一定の数（二〇人程度）に限定しようとしたのが帝室法則綱要修正案⁽⁴⁰⁾、皇室法典初稿（柳原前光起草）⁽⁴¹⁾、皇族条例案（井上毅起草）⁽⁴²⁾、皇室典範再稿（柳原前光起草）⁽⁴³⁾である。さらにその後の皇室典範草案⁽⁴⁴⁾では、数はかかげないまま「皇位継承権者増加スルニ従ヒ、皇位ヲ距ルコト五世以下疎遠ノ皇族ヨリ遞次臣籍ニ列シ爵ヲ授ク」と規定した。なぜ家格わけを廃止したかも不明であるが、次の点が推測可能である。柳原前光の皇室典範再稿は、皇族男子数を「十員内外」としながら、「皇位継承権不足ナキ時ハ皇玄孫以上モ臣籍ニ列スルコトアリ」と規定した。この規定であれば天皇の皇子、皇孫、皇玄孫が多数になれば皇玄孫も賜姓降下がありうる。とすれば、直宮以外の宮家皇族男子のすべては賜姓降下がありうる。要するに、従来のなしくずし家格の変遷により膨張した宮家の数を防止し、ひいては世襲宮家そのものの解消へと進む可能性を規定しようとした、とも考えられる。家格わけを残す限り、直宮以外の宮家皇族は永続するであろう。勿論、明治天皇の男子の直宮が嘉仁親王のみしか存在しない現状においては、直宮以外の宮家皇族のすべてが賜姓降下することはありえない。しかし、「十員内外」しか、皇族男子を限定しないとすれば、この規定が現実採用された場合、この時点でも九家の宮家の当主とその後嗣の幾人かしか皇族の列に残らないことになる。勿論新たな宮家の創設はありえない。しかし家格を廃止するのであるからどの宮家の誰を賜姓降下するかはきわめてむずかしい問題となる。

しかし一八八八（明治二一）年三月につくられた皇室典範草案⁽⁴⁴⁾では、以上のべた家格で分別する規定および数を限

定する規定は姿を消し、その後の立案からも姿を消し、結局のところ皇室典範では永世皇族の制が採用されることになった。ここに世襲・二代・一代という宮家の家格は正式に消滅することになった。事実上、宮家は嗣子がない場合を除いてすべて世襲宮家になったといつてよい。

事実上の永世皇族の制採用の理由を明らかにすることはむずかしい。今のところ私見の範囲内ではそれを明確にする史料はない。筆者は拙稿でいくつかの推測を示しておいたが、現在の考えでは、結局のところ、様々な案が交錯しながら最高の案を見出せずに時をすごし、なにも規定しないことで結果として永世皇族の制採用になったのではないかと思われる。⁽⁴⁵⁾

ともかくも、この時点で宮家の構成員はすべて皇族となった。これ以後、一九一七（明治四〇）年皇室典範増補により皇族男子の賜姓降下が復活するまでの宮家の創立・再興は、この永世皇族の制採用によって可能になったものである。

しかし皇室典範は、ただ一点だけ宮家の増大を抑止する規定をもった。第四二条「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」という規定である。この規定により、ある宮家が継嗣がないために他宮家の皇族を養子として迎え、そのことによって宮家の廃絶を防ぐという方法は不可能となった。一九〇三（明治三六）年の小松宮家の廃絶は、この規定の結果である。

(1) 『明治天皇紀』第一六九八―九頁、『法令全書』第一卷 一二四―五頁。

(2) 前掲『雲上御系譜 皇族編』六九頁。

(3) 『明治天皇紀』第二 六二七頁、『伏見易宮へ閑院宮相統願』『公文録』辛未壬申皇族伺（明治五年）。伏見宮家の人間がなぜ閑院宮家を継嗣したかは、拙稿「天皇の家―明治期における皇族の位置―」参照。

(4) 「言渡」『孝明天皇紀』第四 三〇四頁。

(5) この布告が桂宮家を除外した理由は不明にしても、この宮家が別格扱いであった理由は、この宮家が直宮系統の宮家であったためである。すなわち、この宮家は代々直宮が継嗣するのが常態であった。淑子内親王の前の第一〇代の節仁親王は仁孝天皇の皇子であったし、第九代の盛仁親王は光格天皇の皇子であった。結局第一代から第一一代まで直宮以外のものが継嗣したのは三人のみであった。

そして明治以降も直宮以外のものがこの宮家を継ぐ可能性はなかったとみていい。そのことを示すのが、一八七九(明治一二)年一月一日宮内卿徳大寺実則が太政大臣三条実美にあてた「親王家諸王家及御子女方御処分之儀上申」(『公文録』明治一四年九月宮内省伺)である。徳大寺はこの中で、桂宮家については「今後皇胤御繁栄ノ上ハ皇子方ノ内ヨリ該宮御相統在ラセラル可キニ付」と、直宮以外のものがこの宮家を継嗣することはありえないことを示唆している。しかし一八八一(明治一四)年一〇月淑子内親王が死去した時、直宮は一八七九(明治一二)年八月に出生した嘉仁親王(後の大正天皇)しか存在しなかった。したがって一八八一年の時点での桂宮家の廃絶は心然であったといつてよいだろう。

(6) 『明治天皇紀』第二 三六九頁、『法令全書』第二卷 五六二頁。

(7) 『明治天皇紀』第二 一四〇一頁。

(8) 同右 第二 六二八―九頁。

(9) 同右 第二 六五八頁、「伏見能久北白川宮相統御達」『公文録』辛未壬申皇族伺。

(10) 以下の能久王(親王)の事蹟は、前掲『能久親王事蹟』、前掲『北白川宮』による。

(11) 『明治天皇紀』第三 五九二頁。「華頂三品宮御病癒危篤ニ付嗣子博厚皇族列ニ被仰付度旨有栖川三品宮建言上申」(『公文録』明治九年一二月宮内省伺)『公文録』でのこの事実の史料は次のように記載している。

三品親王華頂博極

積年深ク国事ヲ憂慮シ維新ノ後米國ニ渡航シ専ラ海軍學術ヲ研究シ以テ國家ニ報効セント銳意從學ノ処、不幸ニシテ病癒ニ罹リ帰朝後在再不癒、久シク病床ニ在リテ其素志ヲ達スルヲ得ス、深ク悵然ニ被思召、特旨ヲ以テ嗣子博厚皇族列ニ被仰付候事

明治九年四月廿一日

太政官

(傍点筆者)

『公文録』には、同一の内容の大臣・参議決裁の文書があるが、その文書での前記傍点部分は「嗣子博厚(代親王)列ニ被仰付候事」とある。この「一代親王」から「皇族」にかわったことに何か意味があるのであろうか。たとえば博厚王に親王宣下をさせ、その上で華頂宮家を相続

させようとし、博厚王がまだ二才になつていないという特殊な状況のものでとりやめたのであろうか。

(12) 『明治天皇紀』第三 六〇三頁。

(13) 同右 第三 五九二—三頁、前掲『公文録』宮内省伺(明治九年)。

(14) 『熾仁親王行実』卷上 二九一—二頁。

(15) 同右 卷上 二九三—四頁。

(16) 前掲『雲上御系譜 皇族編』九一頁。

(17) 『明治天皇紀』第五 二七二頁。

(18) 前掲『軍国の誉』一一〇頁参照。

(19) 『明治天皇紀』第二 八〇頁。

(20) 同右 第二 一二二頁。

(21) 同右 第五 四七二館。

(22) 同右 第三 二四六頁、「山階宮男子菊麿梨本宮江養子之儀上申」(『公文録』明治七年三四月宮内省伺)。

(23) 『明治天皇紀』第五 五五六頁、明治一四年九月一日朝彦より徳大寺実則宮内卿宛書簡(「梨本宮継嗣菊麿王御処置ノ件」『公文録』明治一四年九月宮内省伺)。この書簡は、皇族の同族意識を如実に示しており興味深い。以下それを掲げる。

残暑難堪候処、聖上益御機嫌能成爲成恐悅御養奉存、二貴官愈御安泰被成御供奉不堪欣賀之至存候、就者今般梨本宮薨逝ニ付卒爾之至恐入候得共不得止事情懇願之爲小藤孝行差出候、仔細者故守脩養積年之病体ニテ朝家之御爲何之功劳モ無之候処皇親之廉ヲ以テ親王宣下勲章迄モ下賜一家被召建候、朝恩之優渥ニ対シ万一之報効モ不相立、終ニ物故致シ、朝彦ニ於テモ深ク恐縮遺憾ニ不堪奉存候、然処守脩養ハ実子無之、去ル明治八年三月山階二品宮美子菊麿ヲ養子ニ相願御聞濟之上手許ニ引取養育イタシ候義ハ他日家名相統内願之主意ニ有之候処、右等出願之運ニモ不到内今日之異変ニ及ヒ朝彦親戚之情誼ニ不忍、依之甚恐入候得共菊麿ヲ梨本宮相統人ト相定メラレ皇族之末ニ被列候様被仰付被下候ハ、特別之鴻恩朝彦ニ於テモ感戴無極、故守脩地下ノ神靈モ感泣眼目可仕、菊麿ニ於テハ一層奮発学業勉勵致シ、成長之後ハ涓埃之報効モ爲仕度不堪懇願之至奉存候、尤華頂宮山階宮等二代皇族ニ被列候ハ多少ノ功劳ニ対セラレ特旨ヲ以テ被仰出候義ニ付、此前勲ニ比較シテ歎願致シ候趣意ハ万々無之候得共、親戚之情誼難黙止内願ニ及候条、御機察之上非常之御高配ニ預リ度、此段相願候也

明治十四年九月一日

朝 彦

宮内卿殿

朝彦親王は、「親戚之情誼」を強調するとともに、菊麿王の処置が華頂宮や山階宮が二代皇族になつた如く、家格の修正を意図したものでは

ない点を強調している点が興味深い。

- (24) (25) 『明治天皇紀』第五 五五六―七頁。
- (26) 徳大寺実則より三条太政大臣宛書簡(前掲『公文録』明治一四年九月宮内省伺)。
- (27) 前掲『公文録』明治十四年九月宮内省伺。
- (28) 『明治天皇紀』第六 一七頁。
- (29) 同右 第六 四三―四頁、『公文類聚』第七編卷之五。
- (30) 前掲『公文類聚』第七編卷之五。
- (31) 『明治天皇紀』第六 八一頁。
- (32) 前掲『公文録』明治十四年宮内省伺。この史料は、一八八一(明治一四)年九月の「梨本宮継嗣菊麿主御処置ノ件」の中に納められているが、なぜここに納められたかは、上申書の文書中に次のほり紙がある。
此書面ハ十四年七月十八日宮内省ノ照会ニ依リ正別トモ返付セシ処、同年九月梨本宮継嗣御処分一件ニ付為参考同省ヨリ取寄此ニ編入スルモノナリ
- (33) (34) 前掲『公文録』明治十四年九月宮内省伺。
- (35) 拙稿「天皇の家―明治期における皇族の位置―」参照。
- (36) 伊藤博文『秘書類纂 帝室制度資料』(以下『秘書類纂』と略す) 上巻 四〇五―九頁、梧陰文庫(井上毅文書、国学院大学図書館所蔵、但し筆者は雄松堂マイクロフィルム版を使用した) 文書番号A―32(以下「文書番号」は省略する)。
- (37) 梧陰文庫、A―33。
- (38) 同右、A―34。
- (39) 前掲『秘書類纂』上巻 四一〇―四頁。
- (40) 梧陰文庫、A―59。
- (41) 前掲『秘書類纂』上巻 二一四―二八頁。
- (42) 同右 上巻 一六九―二〇〇頁。
- (43) 梧陰文庫、A―40。
- (44) 同右、A―48。

庶務課

(45) このような推測の根拠は一八八八(明治二二)年六月四、六日、すなわち皇室典範諮詢案をもとにした枢密院会議で賜姓降下問題が討議された時期の伊藤博文、井上毅の動きである。六月四日の枢密院会議で伊藤は賜姓降下問題を「典範中ノ難件」とし、最初は「五世以下人臣ニ下スノ条ヲ設」けたが、「種々穩カナラサル所アリ」て、これを削除した、と述べている(伊東己代治「皇室典範枢密院會議筆記」—国立国会図書館所蔵・憲政史編纂会収集文書・写本)。要するに、典範立案過程の当初においては伊藤自身賜姓降下規定の採用を意図していたことはまちがいない。それが「種々穩カナラサル所」があつて急遽賜姓降下規定を採用しないことに姿勢が一変するわけである。しかし、伊藤は六月四日の枢密院会議で、賜姓降下規定は削除した、と述べながらも、削除することにある種のためらいをもっていたふしがある。そのことは翌五日の井上毅より伊藤あての書簡で、「謹啓御不在ニ付書上奉敬啓候昨日之疑題ニ付退而猶愚考仕候ニ皇親皇族と區別いたし候而も實際ニやはり皇族供給之多費ニ堪へざるに至る憂ハ同様ニ之有候」(『伊藤博文関係文書』第一 三七八頁、稲田正次「明治憲法成立史」下巻 一〇一四頁所収)と記してあることからもうかがえる。この井上の言は、稲田氏が指摘している如く(一〇一五頁)、伊藤がこの時点で皇親と皇族の區別を考えていた、と解釈可能である。とすれば、伊藤自身六月四日の時点で賜姓降下規定は削除したと断言しながらも、ある種のためらいをもっていたことを示している。しかし彼には、そして彼とともに典範制定過程を主導した井上毅にも決定的な名案をえることができなかった。井上も六月四日の枢密院会議では「皇葉ノ御繁栄マシマサハ是レ誠ニ喜フヘキ事」(前掲伊東己代治「皇室典範枢密院會議筆記」)と永世皇族の制を積極的に支持する言をはきながら、翌日には、皇族を嫡子と庶子とに區別してどうか、と伊藤に書き送っている(『伊藤博文関係文書』第一巻 三七八—九頁、稲田前掲書 一〇一四—一五頁所収)。このことは、伊藤、井上ともに賜姓降下規定の採用を志向しながらも、その方法での名案をえることができなかった、とみてよからう。六日の枢密院会議では、三条実美らの反対をおしきって皇室典範に賜姓降下規定を採用せず、採用しないことによって結果的に永世皇族の制が確定するのである。

3 矛盾の克服—皇室典範増補制定過程—

以上みてきた如く、各宮家はなしくずし的に膨張していった。明治初期に家格の設定がなされながら各宮家の家庭事情、皇族の同族意識の発露により、廃絶する筈の宮家は残存し、さらには家格自身も変化し、ついには皇室典範によって家格も消滅した。この間、一八七九(明治一二)年一月には宮内省の上申書がだされるが、そのどの部分もその後実現されず、皇室典節制定過定においても様々な案が出されるが、結局絶對的な案を見いだせず永世皇族の制

に結果するのである。この永世皇族の制が半永久的につづけられたとするならば様々な矛盾があらわれることになつたろう。前述した如く、皇族は天皇の権威を補完ないし推進する国家最高の権威集団であらねばならなかった。永世皇族の制がつづくならば皇族の権威を阻害するような次のような問題が惹起する可能性があった。第一は賄料の問題である。各宮家または皇族は一八七三（明治六）年よりそれまでの給米から賄料にきりかえられ支給されていた。この賄料は明治期に何回か改訂をうけ、そのたびに増加していった。もし永世皇族の制を半永久的につづけるならば國家予算を圧迫することは確実であつた。もし賄料を一定の水準で固定化するとすれば、宮家の財政は窮迫するであろう。その結果、皇族の体面にもかかわる問題が惹起しないと限らない。第二に、永世皇族の制をつづけるとするならば、各宮家の家族は膨張し、宮家を数多く創らなければならなくなるし、新たに創られた宮家の中からさらに新たな宮家がうまれる可能性がある。第三に、皇族数の増大は、いかなる皇族をうみだすやもしれず、もしその皇族がならんらかの形で皇室の権威をおとす「誤ち」を犯した場合、「勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ、其ノ重キ者ハ皇族特権ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪」（皇室典範第五二条）されるとしても、永世皇族の制が存在する限り皇族たる身分までは剝奪されることはない。皇族の監督権はたてまえ上天皇が有している訳であるから（皇室典範第三五条）、「誤ち」を犯した皇族が皇族身分にとどまるとすれば、形式的には天皇の責任となり、天皇の権威を落とすことになりかねない。

このような事態を防止するためには永世皇族の制を廃止しなければならない。永世皇族の制廃止の動きは、永世皇族の制を採用した当人である伊藤博文によってなされる。一八九八（明治三一）年二月九日、内閣総理大臣伊藤博文は、皇室及皇族の冠婚葬祭、皇族の待遇、帝室経済、国葬問題、東宮輔導問題等一〇ヶ条の意見書を天皇に奉呈し

た。その中の皇族の待遇に関する意見で賜姓降下問題にふれた部分は次の通りである。¹⁾

皇族待遇ノ事

皇室典範御制定ノ際ニ於テハ、祖宗ノ遺法ヲ斟酌シテ皇族ヲ降下シテ人臣ト為スノ規定ヲ設クルニ至ラザリシハ、事情止ムヲ得サルニ出タルモ、皇族ノ繁栄ニ至ルニ從テ、帝位ニ遠隔ノ數世ヲ經ルノ後ハ降シテ人民即華族ト為スノ制ヲ立テラレサルニ於テハ、帝位繼承上ニ統屬ヲ増加シ、隨テ非望ノ端モ之ヨリ生セサルコトヲ保シ難シ。且帝室有限ノ財力ヲ以テ之ヲ保護シ、皇室至當ノ地位ヲ永遠ニ持統セシメンコト到底望ムヘカラス。隨テ皇族全体ノ不利ト為ルハ其原因枚挙ニ遑アラス。是レ其ノ制限ノ法ヲ定ムルハ今日ノ急務タル所以ナリ。(以下略)

なぜこの時点で伊藤が皇族の賜姓降下の必要性を主張したのかよくわからない。ただ、この時点は皇太子嘉仁親王が成年に達した時である。周知の如く、この皇太子は病弱であった。伊藤の言によれば、「玉体御弱質」「一時御大患ノ為メ自カラ御学業等ノ進歩御遅緩²⁾」であった。伊藤としては将来の皇室に不安を禁じえなかつたろう。そのため、伊藤は東宮輔導職の選定とともに、皇室典範では単に大綱が決められただけの種々の問題を一挙に精密化し、皇室制度の完成を期したものと考えられうる。皇族の賜姓降下問題はそのような問題のうち最重要の問題であった。

この時内閣総理大臣であった伊藤は、六月三〇日その職を辞し、その後清国・韓国を視察し、帰国の後、「皇室制度の完成を期する為め新たに調査機関を設くるの必要を内奏した³⁾」らしい。これに対し、天皇は、一八九九(明治三二)年八月二四日伊藤を宮中に召し、宮中に皇室制度調査局をおき、伊藤がその総裁になる⁴⁾ように命じた。この結果、皇室制度全般にかかわる調査機関が出現し、この機関で皇室にかかわる様々な法がその後準備されていく事になる。総裁伊藤は九月一日、調査局職員一同を集め訓諭を行っている。この訓諭は伊藤の意図を明確に表わしてお

り興味深い。伊藤はまず、皇室の制度は将来においても実際に行われるものでなければならず、また皇室の威儀を保持する上で周詳熟慮を要する、と指摘する。その後宮中と府中の別が判然とする事の必要性を述べ、さらに個々の調査事項の内容にまで説き及ぶ。その際、皇族の問題を「最も重大なる問題」と位置づける。いささか長いがその文章を次に引用する。⁶⁾ 内容については、一八九八年二月九日の意見書と重複する部分があるが、全く説明を要しない程伊藤の意見が明瞭に表現されているからである。

此に就ては己に皇族令を制定せらるべき筈であるが、百事悉く此の中に規定せられ得るか否か、就中重大なる点は、皇位継承の順序に依つて在留する人員を定めらるるに在る。勿論天系の遠近に依り異同はあるけれども、己に皇族として継承の権を有する以上、婚姻の事に於ては尤も慎重審議を要し、略々上述の如く或る一定の制限を設けねばならぬことは必定である。又上世に在つては皇子に姓を賜ひ、之を人臣の列に降すの制があつた。武門の世に及んで此の制は廢絶したが、猶ほ男女ともに仏門に入るか、或は撰家に養嗣となるの例が行われたのである。維新の後、此の風を一掃し、僧体の皇族は尽く還俗せしめられたので、所謂る四親王家なるものと、其の別漸く明爽でない。随て今日の皇族は己に九家の多きに及んで居る。此に由て往くときは将来皇族の男女俱に人員の増加を見るは自然の理であつて、而かも皇室の經濟には限りがある。其の結果子女の多少に視て、皇室から御賄料を給せざるを得ぬようになるであらうし、然らざれば皇族の威嚴を保つに足らぬであらう。然れども限り有る皇室の財源を以て、窮り無き皇族人員の増加に伴ふことの出来ぬことは亦理の甚だ看易きものである。此等に対しては勢ひ自から彼の古制に基き、人臣に降るの制を立てねばならぬ。而して或る程度迄は猶ほ皇族として其の存在を認めねばならぬ。又時世に依りては宜しく之が變通を計るべきものがなければならぬ。

帝室制度調査局が、皇室典範増補の形で皇族の賜姓降下規定の成案を確立するのが一九〇四（明治三七）年である。この年の一月一七日、帝室制度調査局総裁伊藤は、皇室典範増補上諭文案、全八条の条目および各条目ごとの

解説文を天皇に上奏する。この文案は一九〇七（明治四〇）年一月二五日、内閣へ下付され即日閣議決定される。その後天皇の「臨御」のもとに枢密院会議が開かれ「一ノ質問モナク満場一致ヲ以テ可決」される。皇室典範増補は当然皇族会議が必要であるが「同会議ハ別ニ開カレスシテ持廻リニテ決判相済ミタル趣司法大臣ヨリ承ル」と『公文類聚』は記している。このような経過で同年二月一日、皇室典範増補は決定されるのである。この増補で皇族の賜姓降下に関する条文を左に記しておく。

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑族及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル、但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

この間の経過で注視すべきことは、第一に、一九〇四年の帝室制度調査局が提出した全八条の条文が一片の変更・修正もなく一九〇七年の皇室典範増補の条文となってあらわれることである。天皇も内閣も枢密院もなんの反対もなくきわめて簡単に帝室制度調査局の文案を認めている。しかしこの点に不思議はない。もともと一八八九（明治二二）年の皇室典範制定過程においては、皇族の賜姓降下規定をもちこむべきだとする三条実美や柳原前光の意見をおさえ、この規定をもちこまないことで結局永世皇族の制を主導したのは伊藤と井上毅であった。井上毅すでに亡く、

伊藤が賜姓降下を主導するとすれば、反対がなくても不思議はない。

ただ、それにしてもなぜこれほどまでに抵抗がなかったかという問題と皇室典範制定過程であれ程苦しんだ筈の賜姓降下規定がきわめて簡単に成案となったかという問題の理由については記しておかねばならない。これらの問題についての解答は、帝室制度調査局が提出した次の皇室典範増補第一条の説明文がある程度示してくれる。

(前略) 今皇室典範ハ皇室ノ子孫累世皇族タルコトヲ失ハサラシムルノ主義ヲ取ル、此ノ増補ニ於テモ亦敢テ諸王ヲ以テ悉ク臣籍ニ列スヘシトスルニ非ス、累世皇族タル典範ノ主義ヲ本則トシ、唯勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルコトアルヘキヲ規定シ、之ヲ變通ノ道ヲ開キ万世ノ皇基ヲ鞏固セムトスルニ外ナラサルナリ(後略)

この説明文を読めば、この典範増補が永世皇族の制の全面否定という形をとらなかつたことがわかる。形式的には永世皇族の制の部分修正である。しかも前述の成案の条目をあわせ読めば、賜姓降下の方法についてはただ「勅旨又ハ情願」によるとし、具体的な方法については一切ふれていない。「勅旨」の場合は天皇の意志であるし、「情願」は皇族本人の意志である。これでは抵抗はありえないし、「勅旨又ハ情願」であれば、賜姓降下の方法をこと細かに規定する必要はない。かつて皇室典範制定過程においてあれ程苦慮した賜姓降下問題は「勅旨又ハ情願」というきわめて簡単な方法で結着がつけられるのである。

しかし、賜姓降下規定の導入は、たとえ形式的には永世皇族の制の全面否定ではなくとも、これ以上の皇族数の増大を抑止することを意味し、したがって文言はないにしても直宮以外の皇族数の増大を抑止することを意味していた。事実、一九〇六(明治三九)年朝香・竹田・東久邇の三宮家のかけこみの創設(と筆者には思える)以降、直宮以外の宮家創設はまったく行われなくなる。また皇室典範増補後、今次大戦終戦時まで合計一人の皇族男子が賜姓降

下することになる(これらの皇族がどのような事情で賜姓降下することはなるかは、今後明らかにしてみたい)。

ともかくもこの皇室典範増補によって、皇族が権威集団であることを維持するための宮家の編成が一応終了するのである。

(1) 春歌公追頌会『伊藤博文伝』下巻(統正社 一九四〇年)三三六―三七頁。

(2) 同右 下巻 三四五―六頁。

(3) 同右 下巻 四一七頁。

(4) 同右 下巻 四一七―一八頁。天皇はこの時調査事項二簡条を伊藤に授けるが、それは次のようなものである。一、皇室及皇族の婚儀及葬祭喪記其の他朝儀に関する事項、二、皇族待遇に関する事項、三、皇族及勲臣の賞与に関する事項、四、叙爵及陞爵に関する事項、五、請願規程に関する事項、六、皇族令に関する事項、七、皇族信教に関する事項、八、皇室財産租税負担に関する事項、九、皇室財産民事訴訟に関する事項、一〇、華族令に関する事項、一一、位階制度に関する事項、一二、前各項の外帝室制度に関し臨時に諮詢せられたる事項(同右 下巻 四二五―六頁)。

(5) 調査局のメンバーは土方久元が副総裁、細川潤次郎、高崎正風、伊東巳代治、梅謙次郎、穂積八束、花房直三郎、多田好問、三宮義胤、広橋賢光等が御用掛となる(同右 下巻 一八九―九頁)。

(6) 同右 下巻 四二二―四頁。

(7) 『公文類聚』第三十一編巻一「政綱門」皇室典範増補」。とくにことわりがない限り、以下の記述はこの史料による。

(8) 皇室典範増補制定後今次大戦終戦前までの皇族男子の賜姓降下の事実は次の通りである。一九〇七(明治四三)年七月二〇日小松宮家の輝久王→侯爵小松輝久(輝久王の賜姓降下の理由は拙稿「天皇の家 明治期における皇族の位置」に示してある)、一九二〇(大正九)年七月二四日山階宮家の芳曆王→侯爵山階芳曆、一九二三(大正一二)年一〇月二五日久邇宮家の邦久王→侯爵久邇邦久、一九二六(大正一五)年一二月七日伏見宮家の博信王→侯爵華頂博信、一九二八(昭和三)年七月二〇日山階宮家の藤曆王→侯爵筑波藤曆、一九二八(昭和三)年七月二〇日山階宮家の秋曆王→伯爵鹿島秋曆、一九二九(昭和四)年一二月二四日山階宮家の茂曆王→伯爵葛城茂曆、一九三一(昭和六)年四月四日久邇宮家の邦英王→伯爵東伏見邦英、一九三六(昭和一)年四月一日伏見宮家の博英王→伯爵伏見博英、一九三六(昭和一)年四月一日朝香宮家の正彦王→侯爵音羽正彦、一九四〇(昭和一五)年一〇月二五日久邇宮家の彰常王→侯爵栗田彰常(前掲井原「増補皇室事典」三四八―六二頁)。